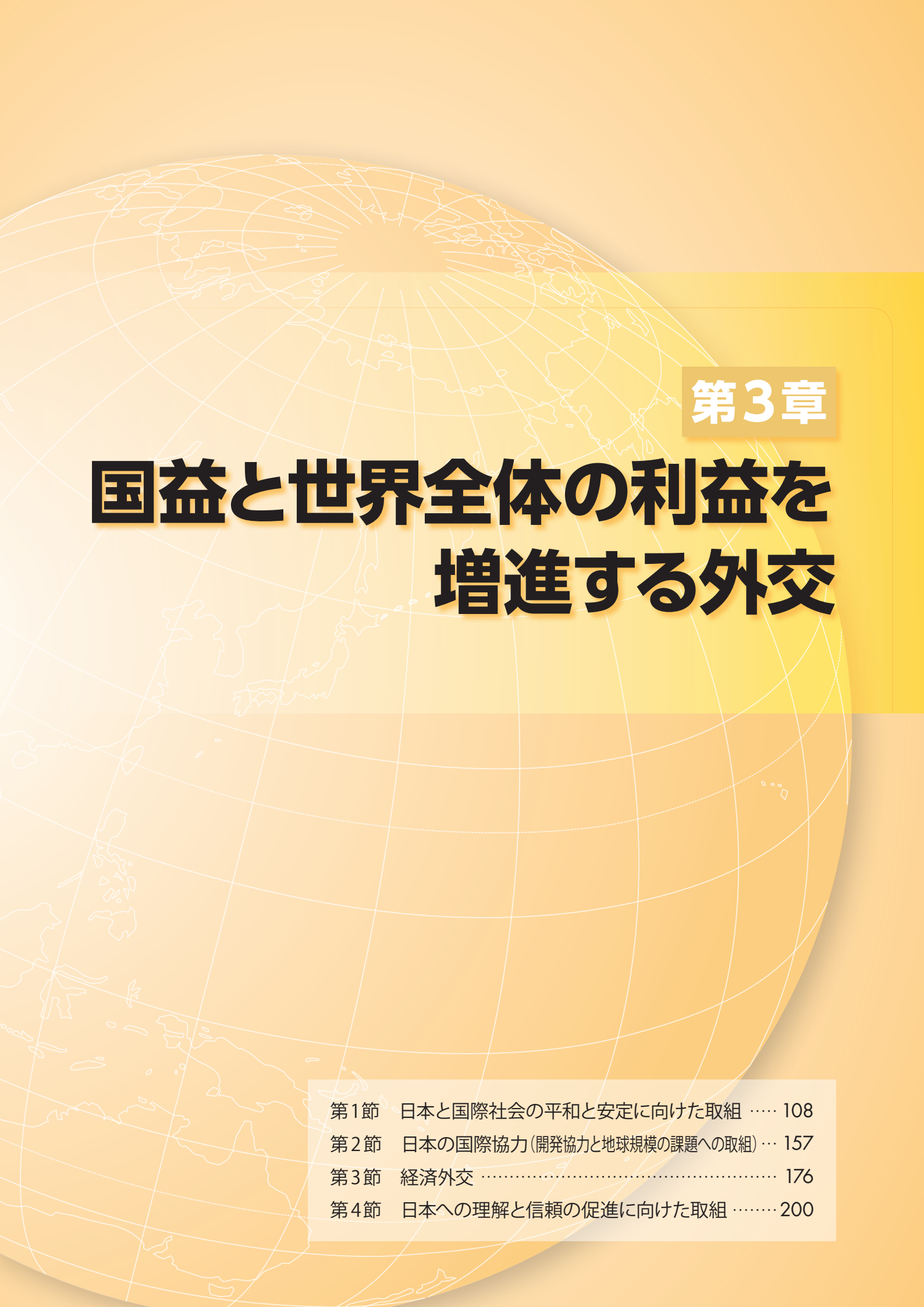




第3章

国益と世界全体の利益を 増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 ……	108
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模の課題への取組）…	157
第3節	経済外交 ……	176
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組 ……	200

第1節

日本と国際社会の平和と
安定に向けた取組

総論

〈安全保障〉

日本を取り巻く安全保障環境は、近年、一層厳しさを増している。北朝鮮による弾道ミサイル発射、核開発や、中国による透明性を欠いた軍事力の増強、東シナ海、南シナ海等の海空域における既存の国際秩序とは相いれない独自の主張に基づく力による現状変更の試みは国際社会の懸念となっている。さらに、国際テロの拡散・多様化、サイバー攻撃等のリスクも深刻化している。

このような安全保障環境の下、もはやどの国も、一国のみで自らの安全を守ることはできない。日本の安全及び地域の平和と安定を実現するためには、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から力強い外交を推進し、平和を確保していくことが重要である。9月に成立した「平和安全法制」(P11特集参照)により国際貢献の幅が広がったことも踏まえ、日本は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。

また、日米安全保障体制の下での米軍の前方展開を確保し、その抑止力を向上させていくことが、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン。P116特集参照)及び平和安全法制の下での取組も含め、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。在日米軍再編については、日米両政府として、現行の日米合意を着実に実施していくことにより、抑止力を維持しつつ、

沖縄を始めとする地元の負担軽減を図っていく方針である。

日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化し、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。韓国、オーストラリア、欧州諸国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、インドなどの戦略的利益を共有する各国との間でも安全保障分野における協力を促進している。

さらに、アジア太平洋地域の安全保障面での地域協力の枠組みの制度化を進めていくことも重要である。東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった多国間の重層的な地域協力の枠組みや、日米韓、日米豪、日米印、日豪印等の3か国協力の枠組みを通じた連携・協力も推進している。

〈平和維持・平和構築〉

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみで達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っている。この考えの下、日本は世界の様々な問題の解決に積極的に取り組んでいる。特に、紛争後の地域において、紛争の再発防止や持続的な平和の実現に向けて取り組む平和構築は、日本の主要な外交課題の1つであり、日本は、平和維持、緊急人道支援、和平プロセスの促進、治安の確保、復興・開発などの一連の活動を総合的に取り組んでいる。具体的には、国連平和維持活動(PKO)や国連平和構築委員会(PBC)などへの積極的な協力、政府開発援助(ODA)を活用した現場における取組や人材育成などが挙げられる。

〈治安上の脅威〉

2015年も、テロ組織「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」によるテロは拡大した。ISILのプロパガンダに感化され、シリアやイラクへ渡航する外国人戦闘員の数が増加し、外国人戦闘員が母国に帰国しテロに関与することが問題となった。

日本は、年初のシリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて、①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化及び③過激主義を生み出さない社会の構築支援から成る外交上の包括的な取組を進めた。暴力的過激主義対策、外国人テロ戦闘員対策、テロ資金対策、国連安保理決議の遵守等で国際社会と緊密に協調したほか、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) と連携し、東南アジアや中東・北アフリカ、サブサハラ地域等で、テロ対処能力や国境管理能力の強化、法整備支援、組織犯罪捜査・訴追能力の強化等、幅広い国際協力を実施した。

〈軍縮・不拡散〉

日本は、核兵器のない世界に向けた取組を積極的に進めている。世界に核兵器使用の惨禍を訴えるのは唯一の戦争被爆国である日本の使命であり、かつ、日本の安全保障環境の改善にも資するものである。現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎である核兵器不拡散条約 (NPT) の5年に1回の運用検討会議が4月から開催された。会議は最終文書を採択できずに終了したが、日本とオーストラリアが主導し、現実的かつ実践的な提案を打ち出すという方針の下に集まった非核兵器国12か国¹から成る地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ (NPTDI)」は、3回の準備委員会を含む運用検討プロセスにおいて同会議の最終文書案を含む19本の作業文書を提出し、議論に貢献した。また、8月には広島において国連軍縮会議、包括的核実験禁止条約 (CTBT) 賢人グループ会合が開催され、9月には国連総会において岸田外務大臣が第9回CTBT発効促進会議の共同議長を務めた。日本が1994年から毎年

国連総会に提出している核兵器廃絶決議は、166か国の賛成を得て採択された。軍縮・不拡散教育では、被爆者の被爆証言活動を後押しする「非核特使」制度に加え、若い世代が海外の国際会議等で被爆の実相を伝達するために創設された「ユース非核特使」制度を運用し、世代と国境を越えた取組の継承に注力している (P140コラム参照)。

地域における核拡散の問題については、イランの核問題がEU3 (英仏独) +3 (米中露) との間で最終合意に至った一方、北朝鮮は核・ミサイルの開発を継続し、東アジアのみならず国際社会にとって大きな脅威となっている。日本は、こうした問題に対処するために、各国と核問題や不拡散について協議を行うとともに、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置や輸出管理体制を強化する取組に貢献している。また、アジアを中心とした開発途上国に対し、不拡散分野における能力向上を支援してきており、特に、毎年開催しているアジア不拡散協議 (ASTOP) には、アジア諸国を中心に17か国²が参加し、北朝鮮の核問題を始めとする不拡散の諸課題について意見交換を行っている。日本は、引き続き不拡散体制の強化に向けた支援を積極的に行っていく。

〈海洋・サイバー空間・宇宙〉

力ではなく、法とルールが支配する「開かれ安定した海洋」は、国際社会全体の平和と繁栄に不可欠である。この観点から、日本は、海賊対策を始め様々な取組や各国との連携を通じて公海における航行・飛行の自由や安全の確保に尽力している。特に、四方を海に囲まれた海洋国家である日本にとって、海洋法に関する国際連合条約 (国連海洋法条約: UNCLOS) が根幹を成す海洋の国際法は、海洋権益の確保や海洋に関する活動を円滑に行うために不可欠なものである。

サイバー空間については、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出に向け、民間企業、専門家等の幅広い関係者と協力しつつ、サイバー空間における国際的なルール作りを始めとしたサイバー安全保障に関する国際的な議論に積極的に貢献し

¹ 日本、オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、トルコ及びドイツ

² 日本、ASEAN諸国、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、米国及びカナダ

ている。また、各国とサイバー分野に関する対話、協議を行い協力や信頼醸成を進めている。また、開発途上国等の能力構築のため積極的に支援を行っている。

宇宙分野では、持続的かつ安定的な宇宙空間利用に対するリスクの増大等に対応するため、国際的な規範作りや各国との宇宙に関する対話・協議の実施等に取り組むとともに、宇宙科学・探査における国際協力の促進、日本の宇宙産業の海外展開支援等に取り組んでいる。

〈国連〉

2016年は日本の国連加盟60周年の記念の年である。1956年12月18日、日本は80番目の国連加盟国となった。国連加盟は日本の国際社会への復帰を象徴する出来事であり、これにより、戦後日本の国際協調主義が本格的に始まった。戦後復興を果たした日本は、国連という多国間外交の場で、国際社会の責任ある一員として、平和国家としての歩みを確かなものとし、積極的に国際貢献を行ってきた。

国連創設から70年を経て、冷戦の終結など、国際社会を取り巻く状況は大きく変化した。国際社会は、国家間の戦争だけでなく、紛争やテロ、貧困、環境問題、感染症など、国境を越えた様々な課題に直面している。日本は国連の場を活用しながら、こうした地球規模課題の解決や世界の平和と繁栄に一層積極的に貢献していく。特に、2016年から2年間、日本は国連安全保障理事会（安保理）非常任理事国として、国際の平和と安全に関わる幅広い課題に積極的に取り組んでいく。また、国連がより効果的に国際社会の諸課題に対応できるよう、国連安保理を始めとする国連改革の推進にも引き続き努力する。

〈法の支配〉

国際社会における法の支配の確立は、国家間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図る上で重要であり、日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の1つに位置付け、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。このような考えの下、安全保障や経済・社会分野及び刑事分野を始めとする様々な分野において二

国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）や国際刑事裁判所（ICC）を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも貢献している。そのほかにも、法整備支援や国際法関連イベントの開催を通じて、アジア諸国を始めとして、国際社会における法の支配の強化に努めている。

〈人権〉

人権や基本的自由は普遍的価値である。その保護・促進は全ての国家の基本的な責務であると同時に、国際社会全体の正当な関心事項である。これらが各国で十分に保障されることは、日本国内の平和と繁栄のみならず、国際社会に平和と安定の礎を築いていくために必要である。そのため、日本は人権分野にこれまで以上に積極的に取り組んでいる。具体的には、それぞれの国・地域の歴史的・文化的背景を踏まえた対話と協力の姿勢に基づく、世界の人権状況改善に向けた貢献や、国連など多数国間のフォーラムへの積極的参画、国際人権メカニズムとの建設的な対話の維持を行っている。

〈女性〉

2015年は、第4回世界女性会議（北京会議）開催から20年目（「北京+20」）、日本が女子差別撤廃条約を締結して30年目の節目の年であった。日本は、①女性の社会進出と能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化及び③平和と安全保障分野における女性の参画と保護の3分野を重点分野に位置付け、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメントを推進している。安倍政権の下、21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしていくため、日本は国内外で「女性が輝く社会」を構築するべく、国際社会の先頭に立って取組を進めていく。

各 論

1 安全保障に関する取組

ア 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、北朝鮮は、2016年1月6日には4回目となる核実験を実施したほか、2月7日には「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射した。北朝鮮は、弾道ミサイルの開発・配備や核開発を進めている。中国は、国防費を過去28年間で約44倍に増加させる一方でその細部内訳を明らかにしないなど、透明性を欠く中で軍事力を強化するとともに、東シナ海、南シナ海の海空域における、既存の国際秩序とは相いれない独自の主張に基づく力による現状変更の試みを継続しており、これらは、地域及び国際社会の懸念事項となっている（1-1（2）、2-1-2（1）、2-1-6及び3-1-3（4）参照）。さらに、大量破壊兵器等の拡散や国際テロの深刻化、サイバーや宇宙などの新たな領域における課題の顕在化等、グローバルな安全保障上の課題は広範かつ多様なものとなっている。このような安全保障環境の下、脅威が世界のどの地域で出現しても、日本の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。もはやどの国も、一国のみで自らの安全を守ることはできない。日本の繁栄は、平和で安定した国際環境なしにはあり得ない。

日本は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩み、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、国際社会の平和と繁栄に積極的に寄与してきた。こうした日本の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と信頼を勝ち得てきており、国際社会は日本がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安全のため、一層積極的な役割を果たすことを期待している。

日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から力強い外交を推進し、国際社会からの要請に応えるべく、国際社会の平和と安定に一層積極的に貢献していく。



2016年2月7日に北朝鮮が発射した、「人工衛星」と称する弾道ミサイル



日中間線付近において設置が確認された海洋プラットフォーム



南シナ海において埋立てが進むファイアリークロス礁
上：2006年1月22日
下：2015年9月3日

各国からの平和安全法制への支持、歓迎の例

米国		【日米首脳会談（11月19日）】オバマ大統領：「平和安全法制の成立に祝意を表し、同法制は日本の防衛能力を高めるものであり、地域、世界において日米連携を更に広げていくことが可能となった。」
オーストラリア		【日・オーストラリア共同声明（12月18日）】オーストラリアは、日本が「積極的平和主義」に沿って、地域並びに世界の平和及び安定、繁栄により一層積極的に貢献することを可能にする平和安全法制を最近成立させたことを歓迎し、支持した。
インドネシア		【日・インドネシア外務・防衛の閣僚会合（2+2）共同声明（12月17日）】インドネシアは、地域及び世界の平和、安定及び繁栄に向けた日本の貢献を確実なものとするための「平和安全法制」を含む、日本の「積極的平和主義」を歓迎した。
マレーシア		【日・マレーシア首脳会談（11月20日）】ナジブ首相：（安倍総理大臣の説明に対し、）「安倍総理大臣の説明によって、本法制についての日本の意図がよく理解できた、特にPKOを通じて平和に貢献しようとする日本の意図に何ら不安や問題は感じない。」
フィリピン		【日・フィリピン首脳会談（11月19日）】：アキノ大統領：「『平和安全法制』に関する安倍総理のリーダーシップに敬意を表するとともに、世界平和と安定への更なる日本の貢献に期待する。」
インド		【日印共同声明（12月12日）】（安倍総理大臣からの「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む日本の努力についての説明に対し、）モディ首相は、世界の平和、安定及び繁栄に、より一層貢献するための日本の努力及び願望を歓迎し、支持した。
フランス		【安倍総理とヴァルス仏首相の会談（10月5日）】ヴァルス首相：（安倍総理大臣からの説明に対し、）「地域と世界の安定のために日本がより積極的な役割を果たそうとしていることを歓迎する。」
ドイツ		【日独外相電話会談（9月25日）】シュタインマイヤー外相：「日本の平和安全法制に関する取組について、日独が国際社会でより大きな責任を負うべきとの議論がある中、日本がまた一歩前進したものであり、嬉しく思う。」
英国		【第2回日英外務・防衛閣僚会合（2+2）共同声明（2016年1月8日）】英国は、日本をアジアにおける最も緊密な安全保障パートナーと認識しつつ、日本の最近の「平和安全法制」を歓迎するとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」により、日本が、世界の平和、安定及び繁栄を確保するため、より一層積極的な役割を担うことを支持した。

※他にも、バングラデシュ、パプアニューギニア、スリランカ、カナダ、ドミニカ国、ジャマイカ、パラグアイ、チェコ、フィンランド、ジョージア、オランダ、スロバキア、イスラエル、ヨルダン、カタール、ケニアなどの国やASEAN、EUといった地域機関も支持や歓迎等を表明

1 平和安全法制の制定

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定かつ見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、新たな国内法制の整備が必要であった。このような背景の下、5月に政府により国会に提出された「平和安全法制」関連法案は、衆参両院合わせて200時間を超える審議を経て、与党に加え、野党3党（日本を元気にする会、次世代の党、新党改革）の賛成も得て、9月19日に成立した（「平和安全法制」の概要についてはP11特集を参照）。

この法制は、専守防衛に徹することを始めとする日本の平和国家としての歩みをより確固たるものにしていくためのものである。これにより、日米同盟が強化され、日本の抑止力が向上し、紛争を未然に防ぐことが可能になるとともに、国際社会へのより一層の貢献が可能となった。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、ASEAN諸国、ヨーロッパ諸国を始め多くの国々から、理解と支持が表明されている。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献する法律であることの何よりの証である。

ウ 領土保全

領土保全は、国家にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然かつ冷静に対応する。同時に、在外公館の人脈や知見を生かしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障(安保)体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、2015年4月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン（詳細はP116特集参照）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普天間飛行場移設や在沖縄海兵隊のグアムなどへの国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) 各分野における日米安保・防衛協力の状況

ア 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直し

2013年10月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、ガイドラインの見直し作業を開始することが合意され、2015年4月の「2+2」において、新ガイドラインが公表された。これは、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新するものである。さらに日米両国は11月3日、防衛協力小委員会（SDC）において、新ガイドライン

の実効性を高めるものとして同盟調整メカニズム（ACM）及び共同計画策定メカニズム（BPM）の設置に合意した。また、6月及び2016年2月にはハリス米国太平洋軍司令官が、2015年11月にはダンフォード米国統合参謀本部議長が訪日するなど、ハイレベルでの人的交流も活発となっている。こうした取組を通して、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

イ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めている。また、7月、イージス・システムの製造等に係る日本国内企業の参画が米国との安全保障・防衛協力の強化に資することなども踏まえ、イージス艦用ディスプレイシステムのソフトウェア及び部品の米国への移転が、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。

ウ サイバー

日米両国は、7月に第3回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米間における政府横断的な取組の必要性を踏まえ、前年4月に開催された第2回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、重要インフラ防護、国際場裏における協力など、サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。

エ 宇宙

日米両国は、2月の安全保障分野における日米宇宙協議（審議官級会合）や9月の宇宙に関する包括的日米対話などにおいて、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、宇宙アセットの抗たん性（攻撃を受けても設備や機材がその機能を維持する能力）の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での更なる協力を進めている。

オ 3か国間協力

日米両国は、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国及びインドとの3か国間協力を着実に推進してきている。11月の日韓及び日米首脳会談、また12月の日豪首脳会談においても、これらの3か国間の協力は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることが確認された。また、2016年1月及び2月の北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米・日韓の首脳・外相間において、日米韓3か国協力の重要性が再確認された。

カ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の更なる改善に向け協議を行っている。

キ 海洋安全保障

日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えている。4月に発表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。

（3）在日米軍再編

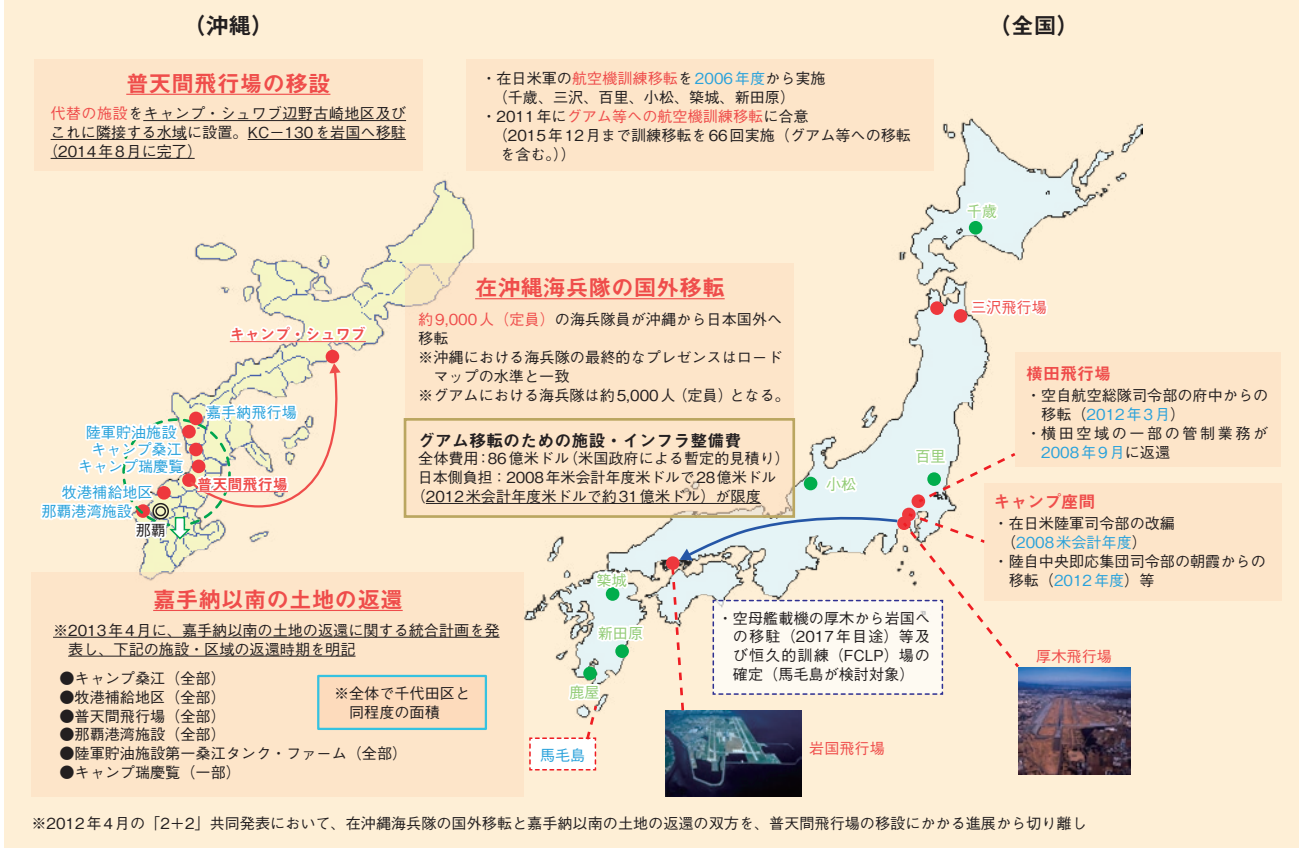
4月の「2+2」共同発表において、日米両国は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。また、この共同発表において、日米両国は、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設す

る計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認した。同月及び11月の日米首脳会談においても、普天間飛行場移設は辺野古が唯一の解決策であることが確認され、また、オバマ大統領から沖縄の負担軽減に引き続き協力していくとの発言があった。10月には、菅官房長官がグアムを訪問し、2020年代前半にグアム等の国外に在沖縄海兵隊約9,000人の移転を開始するグアム移転事業の進捗を確認するとともに、同事業を、米国と協力して今後着実に進展させることを確認した。なお、同月には、原子力空母「ロナルド・レーガン」が横須賀に入港し、安倍総理大臣が現職の総理大臣として初めて乗艦した。

嘉手納以南の土地返還については、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき、3月にキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の返還が実現した。また、12月には、菅官房長官とケネディ駐日米国大使が発表した「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において、日米両政府は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、地域全体の将来の課題及び運用に関わる緊急事態に効果的に対応することができる兵力態勢の維持を目的とした、沖縄における米軍の統合のプロセスを前進させるため、沖縄における在日米軍施設・区域の返還又は共同使用に関する以下の措置について一致した。

- ①普天間飛行場：1990年6月の日米合同委員会で確認された、同飛行場の東側沿いの土地（約4ヘクタール）の返還に向けた作業を加速することを確認した。
- ②キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー：宜野湾市が、国道58号と西普天間住宅地区跡地を接続するためにキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の一部区域の上に高架式道路を設置する工事を2017年度中に開始できるよう、速やかに共同使用の合意を行うことで一致。日米両政府は、2016年に開始される調査を含む必要な作業のための宜野湾市による当該区域への立入りを支援する。

米軍再編の全体像



③牧港補給地区(キャンプ・キンザー):国道58号を拡幅し、交通渋滞を緩和するため、同国道に隣接する土地(約3ヘクタール)の2017年度中の返還の実現に向けて、速やかに必要な作業を開始することで一致した。

また、北部訓練場について、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告で確認された同訓練場の過半(約3,987ヘクタール)の返還の意義及び緊急性を再確認し、その上で、同訓練場の迅速な返還を促進するために必要な、二国間で合意された条件を満たすとのコミットメントを再確認した。

日本政府としては、引き続き沖縄の負担軽減に取り組むとともに、一日も早い普天間飛行場の返還を実現すべく全力で努力し、辺野古への移設を法令に基づいて進めていく。

(4) 在日米軍駐留経費負担(HNS)

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、

日米地位協定の範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の借料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結して、駐留軍等労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日米両政府は、2016年4月以降のHNSについて協議を行い、2015年12月、主に次の点について意見の一致を見た。

- ①労務費については、福利厚生施設で働く労働者のうち、日本側が負担する上限数を4,408人から3,893人に削減する一方、装備品の維持・整備や各種事務等に従事する労働者のうち、日本側が負担する上限数を1万8,217人から1万9,285人に増加させる。
- ②光熱水料等については、各年度の光熱水料等の日本側負担割合を72%から61%に引き下げ、日本側負担の上限額を約249億円とする。
- ③FIPの額については、各年度206億円を下回らないこととする。
- ④その結果、2020年度のHNSの負担額は、約1,899億円となる。

特集 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）見直し

2015年4月27日に米国ニューヨークにおいて開催された日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、1997年以来、18年ぶりに新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）が発表されました。新ガイドラインは、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新するものです。

【新ガイドラインのポイント】

日本の平和・安全の確保

平和安全法制（P11 特集参照）との整合性を確保しつつ、様々な運用面での協力の進展（弾道ミサイル防衛、各種訓練・演習等）も踏まえ、平時から緊急事態まで「切れ目のない（シームレスな）」形での日米協力を実現していくこととしています。また、平時からの協力の充実・連携の強化、日本に対する拡大抑止の維持、有事における米軍の打撃力使用など、日米同盟の下での米国の力強いコミットメントを改めて確認しています。

地域・グローバルや宇宙・サイバーといった同盟の協力の「拡がり」

地域・グローバルの平和と安全のための日米協力の在り方や第三国等との連携を明記するとともに、宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域での協力の拡大を反映し、その在り方を明記しました。

日米協力の「実効性」を確保するための仕組み

自衛隊と米軍の運用に係る調整を円滑に行うための同盟調整メカニズム（ACM）及び日本の平和及び安全に関連する緊急事態に対処するための日本の共同計画を策定する共同計画策定メカニズム（BPM）を設置することを明記しました（いずれも2015年11月3日に設置を公表）。



一層厳しさを増す安全保障環境も踏まえつつ、新ガイドラインの下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化します。



日米「2+2」共同記者会見



日米「2+2」閣僚会合

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

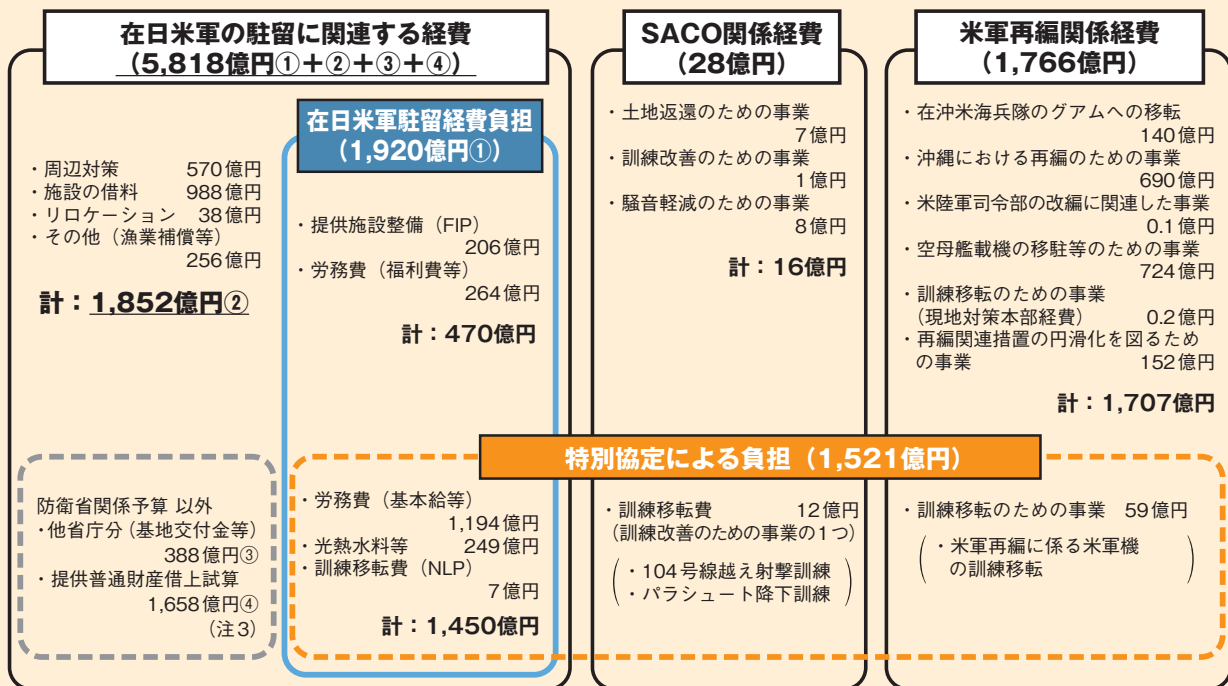
日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、「2+2」、日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。

日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む

一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

現行の日米地位協定には環境に関する規定がないことから、2013年12月、日米両政府は日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための協議を開始することで一致した。2014年2月以降、日米両政府は課長級の交渉会

在日米軍関係経費（平成28年度予算案）



- 注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
- 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
- 3 ③と④については、現時点で平成28年度の金額が算出されておらず、上記の数字は平成27年度のもの。
- 4 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

合を9回行い、同年10月の日米共同報道発表で、日米地位協定を環境面で補足する協定（環境補足協定）について実質合意に至ったことを公表した。その後、2015年9月の署名により発効した環境補足協定は、①日米両国の又は国際的な環境基準のうち、より厳しいものを採用する米国側の基準の発出・維持、②文化財調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持といった規定を明確な形で含んでいる。同協定は、法的拘束力を有する国際約束であり、これまでの日米地位協定の運用改善とは異なる、歴史的意義を有するものである。政府としては、本協定に基づき、米軍施設・区域における環境対策の実を挙げるべく、引き続き努力していく。

（6）朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官外3名が常駐しているほか、8か国¹の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。

朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍は、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

¹ オーストラリア、英国、カナダ、フランス、トルコ、ニュージーランド、フィリピン及びタイの8か国

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化等に伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制は多様であるため、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとはいえない。少なくとも現時点において、例えば欧州における北大西洋条約機構（NATO）のような集団的防衛のための枠組みをアジア太平洋地域において設立することは現実的ではない。日本は、日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域を中心に、二国間、多国間の安全保障協力を重層的に組み合わせ、日本にとって望ましい地域における安全保障環境を実現していく必要がある。

こうした認識の下、日本は、戦略的利益を共有する国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。オーストラリアとは、外務・防衛閣僚協議（11月）を開催するとともに、日・オーストラリア円滑化協定の交渉を進めている。韓国とは、2015年12月の日韓外相会談で、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認したことを受け、安全保障分野も含め日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。ASEAN諸国との間では、インドネシアと初の外務・防衛閣僚協議（12月）を開催するなど、各国と安全保障に関する対話を強化しているほか、防衛装備品・技術移転協定について、2016年2月に、フィリピンと署名し、2015年5月にマレーシア、12月にインドネシアとも交渉を開始するなど、協力を着実に進めている。また、巡視艇の供与等を通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム等の海洋能力向上に向けた支援を行っている。インドとの間では、外相間戦略対話（1月、第8回）や次官級「2+2」対話（4月、第3回）の開催に加え、防衛装備品・技術移転協定及び秘密軍事情報保護協定の署名等により協力を着実に進めている。

さらに、日本は、このような各国との二国間の協力関係強化に加え、日豪印次官級協議（6月及び2016年2月）、日米豪戦略対話高級事務レベ

ル協議（9月）、日米印外相会合（9月）、日米韓外相会合（9月）等、3か国以上が参加する枠組みでの協力の推進を通じ、地域において、日米同盟を基軸とした平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

日本を取り巻く安全保障環境の安定のためには、中国やロシアとの間でも信頼関係の増進に取り組む必要がある。日中関係は、最も重要な二国間関係の1つであり、「戦略的互惠関係」の更なる推進に努めている。一方、中国の透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な強化や、海空域における活動の活発化は地域共通の懸念事項であり、中国に対しては様々な機会において国防政策の透明性向上や国際的な行動規範の遵守を働き掛けている。また、日中双方は、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」の早期運用開始が重要であるという点で一致しており、その実現に向けて努めている。ロシアとの間では、2015年に2回の首脳会談を行い、9月の岸田外務大臣の訪露では平和条約締結交渉を再開するなど、政治対話を積極的に行っている。

さらに、欧州各国との間では、外務・防衛当局間協議を英国（9月、第14回）、フランス（9月、第18回）と開催した。また、中東各国とは、エジプトと初の外務・防衛当局間協議（10月）を行ったほか、安全保障対話をサウジアラビア（3月、第1回）、アラブ首長国連邦（12月、第1回）、バーレーン（12月、第2回）と実施した。

これらに加え、日本は、EAS、ARF、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。このうちARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じた、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的としており、北朝鮮やEUを含め参加国・地域数が多いことから、安全保障協力を進める上で重要なフォーラムである。8月のARF閣僚会合には、岸田外務大臣が出席し、日本の「積極的平和主義」の取組を説明するとともに、南シナ海、北朝鮮などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。またARFは、協議にとどまらず、災害救難、テロ対

策、海上安全保障、不拡散・軍縮等の分野を中心に具体的協力を行う枠組みとしても発展してきている。日本は、海上安全保障、災害救難に関する期間会合（ISM）の共同議長国を務めているほか、5月に信頼醸成措置及び予防外交に関する会合を共同議長国として東京で開催するなど、積極的な貢献を行っている。

さらに日本は、安全保障に関する意見交換の場として、政府間協議（トラック1）のみならず、政府職員と民間有識者双方の出席による枠組み（トラック1.5）も活用している。ミュンヘン安全保障会議やアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、北東アジア協力対話（NEACD）、ベルリン外交フォーラムといった様々な会合に参加し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

（2）平和維持・平和構築

ア 現場における取組

（ア）国連平和維持活動（国連PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。2015年11月現在、16の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は12万4,000人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から国連PKOへの協力を重視してお

り、「国際連合平和維持活動への協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、計13の国連PKOミッションなどに延べ約1万人の要員を派遣してきた。現在は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊も派遣している。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を実施している。2015年1月の閣議において、新たに司令部要員（航空運用幕僚）1人が派遣された。2013年12月以降の情勢不安定化もあり、南スーダンは独立から4年を経てなお、政治的混乱など大きな課題を抱えており、UNMISSを通じた同国の平和と安定のための取組が引き続き重要である。

（イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

日本の国際協力において、平和構築は重要であり、開発協力大綱においても重点課題の1つとして位置付けられている。

平和構築には、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結、平和の定着や国づくりの支援を含めた継ぎ目のない取組が必要となる。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援を進めている。

①アフガニスタン

アフガニスタンの自立とアフガニスタンを含む地域の安定を支援し、同国を再びテロの温床としないことは、国際社会と日本の平和と安全に関わる最重要課題の1つである。日本は、①治安維持能力の強化、②タリバーンなどの元兵士の社会への再統合、③教育、基礎医療、農業・農村開発、基礎インフラの整備、選挙支援など、2001年以降、総額約59億米ドルの開発支援を実施してきた。

2014年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」では、2012年の東京会合で表明された国際社会及びアフガニスタン政府双方のコミットメントを再確認した。2014年には、同国史上初めて民主的な選挙を通じた政権交代が実現し、ロンドン会合では新政権による改革に向けた強い意志が明確に示されたことも踏まえ、日本としても同国の改革に対する努力を引き

続き支援していく。

②アフリカ

イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」による活動は、ナイジェリア及びその周辺国において激化しており、同時に国際組織犯罪の脅威も高まっている。日本はアフリカ地域における平和と安定の実現に向けた取組を積極的に実施している。

具体的には、2014年から、フランス語圏アフリカ地域8か国（コートジボワール、コンゴ民主共和国、セネガル、チャド、ニジェール、ブルキナファソ、マリ及びモーリタニア）の刑事司法分野の人材に対し、「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を実施している。同研修では、対象国の捜査水準の向上、被疑者の人権確保等を目的として、捜査、訴追、司法及びテロ対策に関する知見を深めることで、対象国の人材育成や能力強化に貢献している。また、サヘル地域7か国（セネガル、ナイジェリア、モーリタニア、マリ、ブルキナファソ、ニジェール及びチャド）を対象に、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じ、テロ対策法整備や法執行・執行機関能力向上に資する支援を実施している。

また、2015年には、深刻化するテロの脅威に対抗する水際対策として、モーリタニア、マリ、チュニジア及びモロッコに対し、国境管理能力や治安機能向上を目的とした機材供与を実施した。これらの支援は、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）「横浜行動計画」の重点分野の1つである「平和と安定」に整合するものであり、2016年TICAD VIでも引き続き同分野へ貢献していく。

イ 国連における取組

①国連平和維持活動

日本は、国連PKOに関する経験や知見を国際社会に還元している。国際社会の平和と安全の維持のため重要性を増しつつも多くの課題に直面する国連PKOを支援するため、日本は前年に引き続き、2015年9月末に第2回PKOサミット（於：ニューヨーク（米国））を共催した。同サミットには、提案者であるオバマ米国大統領を含め、主要な財政貢献国や要員派遣国計49か国・4機関（国連、NATO、EU及びAU）の首脳・閣僚・代表者らが出席し、国連PKOの支援策について活発な議論を行い、共同声明を発出した。安倍総理大臣も共催者として、①法制整備を通じた態勢整備として、今般の国際平和協力法の改正により日本が従事可能な業務が広がったことを踏まえ、今後、国連PKOへの貢献を更に拡充する用意があること、②日本・国連・アフリカの三角パートナーシップとして、ケニアで試行訓練が行われた「国連・アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）」を引き合いに、多様なパートナー間の協力を拡大すべきこと及び③国連PKO要員の能力向上等のために各種訓練を通じた支援を行うことや平和構築人材育成と女性のPKO参加の推進、性的搾取・虐待の被害者支援に向けた貢献を表明した。

^{バンギムン} 潘基文国連事務総長が設置したPKOや特別政治ミッション（SPM）などの国連平和活動についての戦略的見直しを行うためのハイレベル・パネルは、2015年6月に報告書を提出した。同報



「国連・アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）」の試行訓練の様子

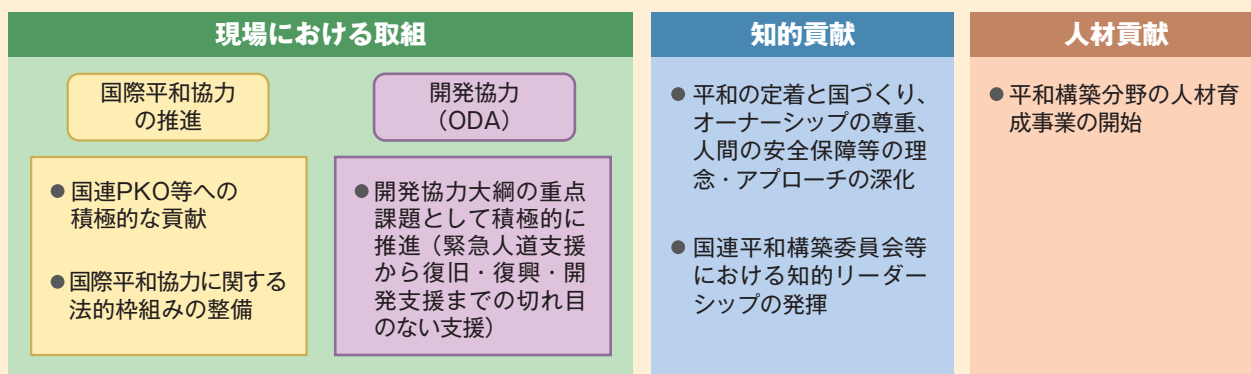
告書を踏まえ、9月、潘基文事務総長は、紛争予防と調停の能力強化、パートナーシップの再強化や要員の能力向上等の国連としての優先課題とその実施に向けた行動計画を取りまとめた事務総長報告書を加盟国に提示した。国連平和活動の見直しについては、今後、国連総会や国連安保理のPKO各種委員会、G7平和維持・平和構築専門家会合の枠組み等でも議論される見込みである。

②国連平和構築委員会（PBC）

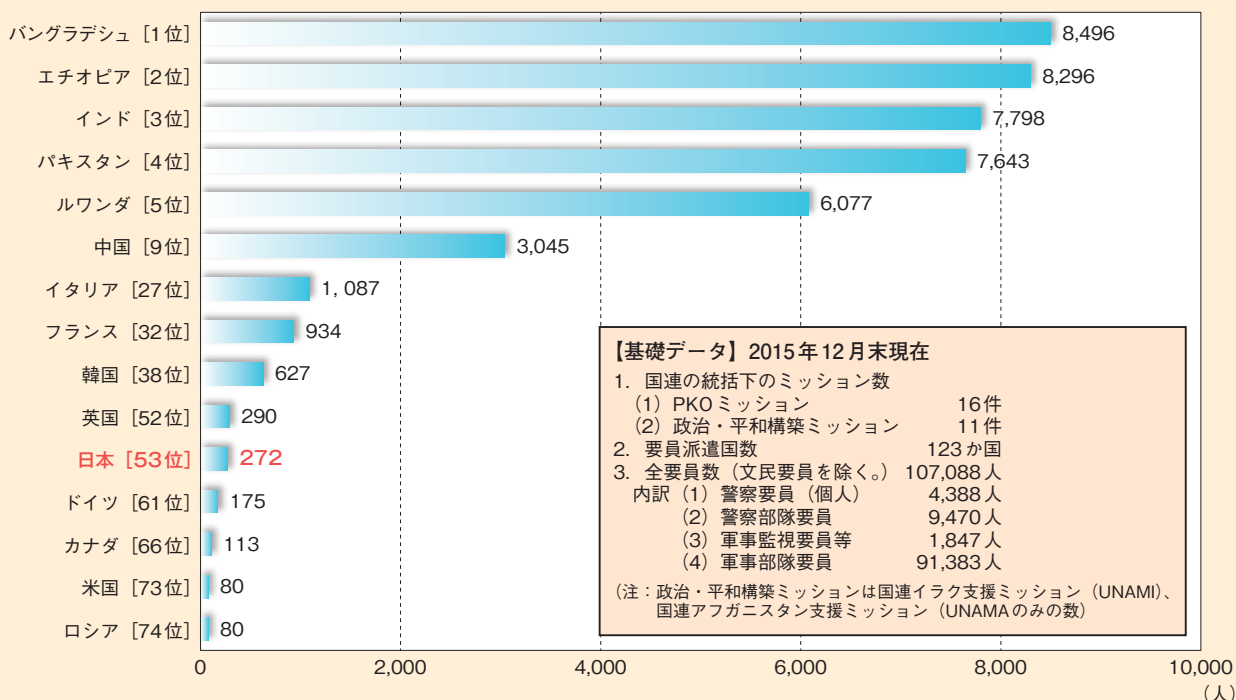
地域紛争や内戦の多くは、終結後に紛争の再燃

に直面することから、事後に適切な支援を行うことが極めて重要である。この認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とし、「平和構築委員会（PBC）」が設置された。PBCは、国連安保理、総会及びその他国連関連機関と緊密に連携し、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア及びギニアの6か国に対し、平和構築における優先課題の特定や戦略の策定に対する助言を行い、その実施を支援している。

平和構築分野での日本の取組



国連ミッションへの軍事要員・警察要員の派遣状況 ～上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国～



（注）日本はPKO法に基づき、UNMISS（南スーダン）に353人の要員を派遣中。ただし、日本の要員のうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計上の要員数に含まれない。

出典：国連ホームページなど（軍事・警察要員に関しては2015年12月末現在、文民要員等に関しては2015年11月末現在）

日本は、PBC設立時からのメンバーとして、また、2011年以降は教訓作業部会の議長としてPBCに貢献してきた。2015年は、PBC部会で、紛争後の国家において最も重要な制度構築に関する議論を主導した。

2015年は、PBCを含む国連平和構築アーキテクチャー（構造）全体の見直しが実施され、国連安保理とPBCの更なる連携強化の必要性が強調された。2016年以降は、PBC及び国連安保理に所属する加盟国として、両機関の架け橋となり、貢献することが期待されている。

日本は、PBCと同時期に設立された平和構築基金（PBF）にも総額4,250万米ドルの拠出を実施しており、第5位の主要ドナー国である（2015年12月現在）。

人材育成

①平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築においては、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方で、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2015年度末までに育成した人材は約540人に上る。事業修了生は、南スーダンやアフガニスタンなど世界各地の平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

9月に開催された第2回PKOサミットにおいて、安倍総理大臣が文民専門家を一層輩出していくことを表明したことを踏まえ、2015年度事業では、若手人材向けの研修コースに加え、実務家



第2回PKOサミットで演説する安倍総理大臣（9月28日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

を対象とするコースを実施したほか、キャリア構築支援も実施した。

②平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきており、10月、国連PKOに関する教官養成コースを日本で初めて開催した。また、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

(3) 治安上の脅威に対する取組

ア テロ対策

2015年は、パリでの雑誌社に対する銃撃テロ事件（1月）、パリでの同時多発テロ事件（11月）、米国カリフォルニア州での銃撃テロ事件（12月）などが発生し、欧米を含む地域にまでテロの脅威が拡大した1年となった。中東・アフリカ地域においては、日本人も犠牲となったシリアにおける邦人殺害テロ事件（1月、2月）やチュニジアの博物館での銃撃テロ事件（3月）を始め、ケニアの大学での襲撃事件（4月）、チュニジアのリゾート地における銃撃テロ事件（6月）、トルコ・アンカラにおける爆弾テロ事件（10月）に見られるように多くの一般市民が犠牲となるテロ事件が発生した。また、ISILによるソーシャルメディアなどを通じたプロパガンダに感化され、先進国からも多くの若者が外国人戦闘員としてイラクやシリアに渡航していることも引き続き大きな問題となった。日本についても、ISILがシリアにおいて日本人男性2人を殺害したと見られる動画を配信したほか、機関誌において日本の大使館等を攻撃対象の候補として言及した。また、チュニジアにおける銃撃テロ事件等では日本人も被害者となるなど、日本に対するテロの脅威は現実のものとなっている。こうした状況を受けて、2月、岸田外務大臣は、テロ対策における日本外交の三本柱として、①1,550万米ドルの中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援などを含むテロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化及び③過激主義を生み出さない社会の構築支援を打ち出し、包括的な取組を進めてきた。国際社会においても、国連などの様々な場を

活用してテロ対策が進められており、12月には国連安保理において、ISILのテロ資金の規制を更に強化するよう求める決議（第2253号）が採択された。

6月のG7エルマウ・サミット（於：ドイツ）の首脳宣言でも、テロと暴力的過激主義に対する闘いが国際社会にとっての優先課題であることが確認された。特に、暴力的過激主義対策については、米国主導の下、2月に閣僚級会合（於：ワシントンDC（米国））、6月には地域別閣僚級会合（於：シドニー（オーストラリア））、9月に首脳級会合（於：ニューヨーク（米国））が開催され、日本は、シリアでの邦人殺害テロ事件における各国の協力への謝意を表明するとともに、テロ対策に関する複眼的な取組を紹介した。また、9月のグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）¹の第6回閣僚級会合（於：ニューヨーク（米国））でも、暴力的過激主義対策に係る新しい取組が発表された。

アジアにおける取組としては、6月にカンボジアにおいて第13回国境を越える犯罪に関する高級実務者会合（SOMTC+日中韓）及び第12回SOMTC+日本が開催されるとともに、9月にはマレーシアにおいて第7回国境を越える犯罪に関する閣僚会議（AMMTC+日中韓）及び第2回AMMTC+日本が開催され、山谷えり子国家公安委員会委員長が出席した。ARFのプロセスにおいては、5月に中国で第13回テロ及び国境を越える犯罪対策に関する会期間会合（ISM on CTTC）²が開催され、テロリストによるインターネットの利用及び外国人戦闘員の問題が議論された。

北アフリカ・サヘル地域においては、2015年もISIL、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ（AQIM）などのテロ組織の活発な動きが見られたことを受け、日本はテロ対策における日本外交の三本柱の1つである「テロ対策の強化」の

具体策として国連薬物・犯罪事務所（UNODC）など国際機関を通じたテロ対処能力向上支援プロジェクトに取り組んだ。

二国間・三国間では、4月に日米豪テロ協議（於：ワシントンDC（米国））、5月に日中韓テロ対策協議（於：北京（中国））及び日・ロシアテロ対策協議（於：東京）、10月に日英テロ対策協議（於：東京）、11月に日・インドテロ対策協議（於：デリー（インド））を開催し、テロ情勢についての情報交換、国際場裏での協議など各国との連携を強化している。

また、日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国などがテロの温床になることを防ぐため、各国の能力を向上させるための支援を重視している。具体的には、ODAを活用し、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約³実施などの分野において、東南アジア、中東、アフリカ地域を中心に技術協力や機材供与などの支援を行っている。

さらに、テロとの闘いにおいては、テロ資金の流れを遮断し、テロリストの移動を制限することが不可欠である。そのため、日本は、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び国際テロリスト財産凍結法に基づき、テロリストやテロ組織の国内外送金や預金契約の制限を含む資産凍結措置を実施しているほか、外為法及び出入国管理及び難民認定法（入管法）に基づき、資産凍結対象者の入国・通過防止等の措置を講じるなど、国際社会と一致団結した取組を行っている。

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議及び犯罪防止刑事司法委員会は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成の中心機関である。4月に

¹ テロ対策に関する新たな多国間の枠組みとして米国から提唱され、2011年9月に設立。実務者間の経験・知見・ベストプラクティス（成功事例）の共有や「法の支配」、国境管理、暴力的過激主義対策などの分野における能力向上支援の実施などを目的とする。G7を含む29か国及びEUがメンバー（国連はパートナー）

² ASEAN関連外相会議の一部として毎年夏に開催されているARF閣僚会合の際に開催

³ テロ防止関連諸条約については、外務省ホームページを参照。日本は13のテロ防止関連条約を締結している。

カタールで開催された第13回犯罪防止刑事司法会議において、日本が2020年の同会議開催国となることが決定された。2015年には、UNODCの犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と連携し、ミャンマーにおける刑事司法改革支援を実施した。同国政府により本件実施は高く評価されており、2016年も継続的に実施していく予定である。サイバー犯罪対策においては、日本、米国、オーストラリア及びUNODCで協力し、ASEAN諸国の法執行機関を対象とする能力強化ワークショップの実施に向けて調整を進めている。

また、日本は、国際組織犯罪分野における国際的な法的枠組みの整備により、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。

㊦ 腐敗対策

2015年、日本は、G7の枠組みを中心に、海外に流出した腐敗収益の没収や元の国への返還を図る「財産回復」の協力を進めた。12月にハマメット（チュニジア）で開催された第4回財産回復アラブ・フォーラムに参加し、財産回復の取組を紹介した。日本がG7サミット議長国を務める2016年も、アラブ・フォーラムの取組を継続していく予定である。G20の枠組みでは、主にG20腐敗対策作業部会を通じ、実質的所有者の透明性に関するG20ハイレベル原則を実施するための日本の行動計画を策定したほか、民間部門の清廉性と透明性に関するG20ハイレベル原則などの策定に参画した。

経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」のモニタリングを通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も参加している。

また日本は、贈収賄、公務員による財産の横領

などの腐敗に有効に対処するための措置や国際協力などを規定した国連腐敗防止条約の締結についても検討を進めている。さらに2015年は、UNODCを通じ、外国公務員贈賄事案における国際協力に関するハンドブックの作成を支援したほか、アフガニスタン政権の腐敗対策を支援すべく、同国の刑事司法システムを強化し、治安の安定化を図るため、UNODCのプロジェクトに約100万米ドルを拠出した。

㊦ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）⁴が、各国が実施すべき国際的基準や新たな視点からの対策について議論を進めている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。さらに、テロ資金の流れを遮断するための国際的な取組を支援するため、UNODCと連携し、西アフリカ諸国の能力構築支援を行った。

㊦ 人身取引対策

日本は、日々その手口が巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、5年ぶりに策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策に係る国内体制を強化し、開発途上国への支援も積極的に実施している。1月には「人身取引対策に関する政府協議調査団」をタイに派遣し、その機会を活用して第5回「人身取引に関する日タイ共同タスクフォース会合」を開催しており、日・タイ間で更なる連携を確認した。2015年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への帰国・社会復帰支援事業を国際移住機関（IOM）への拠出を通じて行うとともに、UNODCが実施する東南アジア諸国及びナイジェリア向けのプロジェクトへ拠出し、法執行当局に対する研修などを実施した。

4 1989年のG7アルシュ・サミット（於：フランス）において、国際的なマネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。G7を含む34か国・地域及び2国際機関が参加。マネーロンダリング、テロ資金供与対策や大量破壊兵器の拡散資金対策について各国が実施すべき国際的基準をFATF勧告として定め、勧告の実施に向けた取組が不十分な国・地域を、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題・脅威が認められる国・地域として特定し、公表している。

コラム アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトによるアフリカの平和維持要員の育成～技術と経験の伝授～

国際社会の平和と安定に重要な役割を果たしている国連平和維持活動（国連PKO）の現場では、近年ミッションの新規展開時や拡大時に、要員の早期展開やミッションの迅速な立上げに大きな課題があることが露呈しました。PKOに積極的な要員派遣国（TCC）の多くでは、派遣する要員はいるものの装備やスキルが不足している場合が少なくありません。

国連は、十分な装備やスキルを有している先進国を中心とした国々に対し、アフリカ諸国の施設部隊の能力構築と国連PKOの現場で必要となる重機の提供を期待して、国連、アフリカのTCC及び特別な技能や貢献意思を有する国との間の三角パートナーシップを立ち上げました。

日本は、1992年にカンボジアに展開したPKO（国連カンボジア暫定機構（UNTAC））以来、多くのミッションに施設部隊を派遣したほか、近年、国連PKO工兵部隊マニュアルの策定に主導的役割を果たすなど十分な経験と知見を有しています。2014年9月の第1回PKOサミットで安倍総理大臣は、国連からの要請を受け、アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトへの支援を表明しました。これを受け、2015年9月から10月までの6週間の日程で、外務省が訓練の開催と国連への重機供与に必要な資金面の協力を行い、防衛省が教官を派遣する形で、同プロジェクトの試行訓練がケニア（ナイロビ）において実施されました。陸上自衛隊の教官11人が派遣され、ウガンダ、ケニア、タンザニア及びルワンダの訓練生10人に、ブルドーザーなどの重機の操作・整備訓練を実施しました。試行訓練の結果、訓練生全員が4種類の重機を安全かつ基礎的な施設作業が実施できる練度に達し、試行訓練は成功裏に終了しました。この訓練は、2015年9月の第2回PKOサミットでも、安倍総理大臣によるスピーチの中で紹介されました。

教官として訓練に参加した陸上自衛隊の高橋2曹は、「試行訓練は、まさに試行錯誤の連続であり、その都度、議論し最高のものを残してきたと自負しています。また、私が作成に携わった教育資料が今後も国連主導の教育現場において使用されることは、今後の自衛官人生の中での大きな自信と励みになりました。次に同様の機会があれば、積極的に参加したいと考えています。いつの日か、今回の学生がもっと上達し、PKO派遣等の現場において、一緒に施設活動を実施することが私の夢です。」と述べています。

2016年には本格的訓練を予定しており、日本は引き続き貢献していきます。



重機の操作について講義を行う陸上自衛隊の教官



グレーダーの機能について訓練生に説明する陸上自衛隊の教官

不正薬物対策

麻薬委員会（CND）は、薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である。これまで日本は継続的にCND委員国を務めており、4月の委員国選挙では、アジア太平洋グループ内でトップ当選し、2016年から2019年までの委員国に再任された。3月に開催された同委員会では、世界規模で拡散し脅威を増している危険ドラッグ（NPS）や覚醒剤等の合成麻薬問題に対して、国際的な取組を強化していくことが必要であると唱えた。

2015年には、UNODCと協力し、アジア太平洋地域における合成薬物の分析調査やミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリングを実施したほか、西アフリカ地域では、合成麻薬の製造に使用される前駆物質の不正流入を防止すべく、法執行当局に対する技術協力を実施した。さらに、アフガニスタン及び周辺国（イラン、中央アジア）では、国境管理強化や代替作物開発支援、女性中毒患者支援密輸対策などのため、UNODCに約350万米ドルを拠出し、当該地域諸国の取組を積極的に支援した。

(4) 海洋

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくことが必要である。

近年、資源の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、南シナ海においては、沿岸国の間で海洋をめぐる争いなどが発生しており、「力」による一方的な現状変更への懸念が高まっている。

このような中、安倍総理大臣が2014年5月のシャングリラ・ダイアログで「海における法の支配の三原則」を提唱するなど、日本は海洋秩序の安定・維持と航行・飛行の自由や安全の確保に尽力している。また、ODAを活用してアジアの沿岸国に対する巡視船供与や海上保安機関の能力強化に向けた人材育成等により、アジアの沿岸国の海上保安能力の向上を支援している。

ア 海洋の秩序

(ア) 日本にとっての海洋秩序の重要性

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、石油や鉱物などのエネルギー・資源の輸入のほぼ全てを海上輸送に依存している。また、天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される鉱物資源は、経済的な観点から重要である。このため、日本は海洋秩序の安定・維持に積極的に貢献する必要がある。

(イ) 国連海洋法条約と日本の取組

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約は、公海における航行の自由、上空飛行の自由を始めとする海洋の利用に関する諸原則や海洋の資源の開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。さらに、同条約に基づき、国際海洋法裁判所（ITLOS）、大陸棚限界委員会（CLCS）及び国際海底機構（ISA）という国際機関が設立された。同条約は、日本を含む166の国（日本が承認し

ていないものも含む。）とEUが締結している。

主要な海洋国家である日本にとって、同条約が根幹を成す海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、海洋に係る活動を円滑に行うための礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会議などでの議論や関連国際機関の活動に積極的に貢献している。さらに、国内外の著名な国際法学者を招いて、海洋法に関する国際シンポジウムを開催するなど、国連海洋法条約の下での公正な海洋秩序の構築、維持及び発展に尽力している（3-1-6参照）。

(ウ) 海洋秩序に対する挑戦と日本及び国際社会の対応（1-1 (2)、2-1-2 (1) 及び2-1-6参照）

a 東シナ海をめぐる情勢

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船等による領海侵入事案が2015年もそれまでと同程度のペースで続いている。さらに、2015年12月末以降は、外観上明らかに機関砲を搭載した海警船による領海侵入も繰り返し発生するようになっている。また、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていない海域において、中国による一方的な資源開発が継続している。さらに、2015年11月には、中国海軍情報収集艦が尖閣諸島南方の接続水域の外側で反復航行する事案も確認された。

東シナ海情勢が悪化していることを踏まえ、中国の尖閣諸島周辺における領海侵入や境界未画定海域における一方的な資源開発等については、日本として主張すべきは主張しつつ、引き続き、毅然かつ冷静に対応していく。

b 南シナ海をめぐる問題

南シナ海では、中国による大規模かつ急速な埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用等現状を変更し緊張を高める一方的な行動、さらにはその既成事実化の試みが一段と進められており、日本を含む多くの国から懸念が表明されている。また、南シナ海をめぐるフィリピンと中国との間の紛争に関し、フィリピンが開始したUNCLOSに基づく仲裁手続について、2015年10月に仲裁裁判所は、一部の申立てについて管轄権を認める決定を下し、11月に本案口頭手続を行ったが、

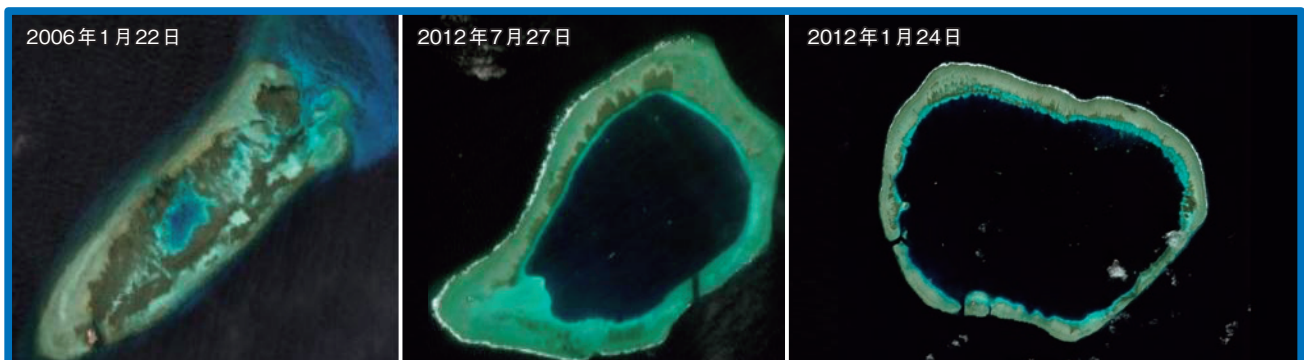


尖閣諸島釣魚台（写真提供：内閣官房）

ファイアリークロス礁

スビ礁

ミスチーフ礁



出典： <http://amti.csis.org/new-imagery-release/>, <http://amti.csis.org/airstrips-near-completion/>, <https://medium.com/satellite-image-analysis/satellite-imagery-makes-clear-china-s-runway-work-on-sub-reef-south-china-sea-1cd43588f528> 他

中国は引き続き仲裁手続に応じていない。

南シナ海をめぐる問題は、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海における航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視する日本にとっても、重要な関心事項である。開かれた自由で平和な海を守るため、国際社会が連携していくことが求められている。

イ 海上安全保障

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組と各国との緊密な連携・協力を通じて、航行や上空飛行の自由や安全の確保に積極的に貢献している。

(ア) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

①海賊・武装強盗事案の現状

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」）の発生件数は、2011年のピークにおいては237件であったが、2015年には0件となった。これは、各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組によるものといえるが、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、国際社会が取組を弱めれば、状況は容易に逆転するおそれがある。

②海賊対処行動の延長と護衛実績

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦2隻（海上保安官が同乗）やP-3C哨戒機2機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2015年7月7日、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を更に1年間継続することを閣議決定した。

派遣された護衛艦は、2015年1月から12月まで78回の護衛活動で147隻の商船を護衛し、P-3C哨戒機は、227回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。

③海賊対策における国際協力の推進

日本は、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基

金に1,460万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や地域における能力構築のための訓練センター（ジブチ）の建設を支援した。また、国連開発計画（UNDP）が管理する国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアや周辺国の法廷などの整備や法曹関係者の訓練・研修のほか、セーシェルなどのソマリア周辺国で有罪判決を受けた海賊のソマリアへの移送などを支援している。そのほか、国際協力機構（JICA）の技術協力で能力拡充を支援してきているジブチ沿岸警備隊に対し、2015年12月、巡視艇2隻を供与した。

また、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、治安向上、人道支援、雇用創出及び警察支援のため、総額3億7,137万米ドルを拠出している。

(イ) アジアにおける海賊対策

日本は、アジアの海賊・海上武装強盗対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP－ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有及び協力を実施しており、日本は事務局長や事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP－ISCの活動を支援してきている。

このような日本のアジアにおける海賊対策のための取組は、国際的にも高く評価されている。

(5) サイバー

サイバーが人々の経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー空間を利用した侵害行為（サイバー攻撃）の規模や影響は年々拡大している。また、特定の目的を持つと考えられる高度なサイバー攻撃の一部については、国家の関与が指摘されているものもある。

日本年金機構がサイバー攻撃を受け、約125万件に上る年金情報が窃取された事案が2015年6月に明らかになるなど、日本もサイバー攻撃の脅威にさらされている。2016年にはG7伊勢志摩サミット、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、サイ

バーセキュリティの問題は日本にとって喫緊の課題である。

サイバー攻撃は、匿名性が高く、短時間で広範な影響をもたらす、地理的な制約を受けることが少なく容易に国境を越えるといった特性がある。一国のみで対応することが困難な国際社会共通の切迫した課題であり、国際社会との連携や協力が不可欠となっている。

こうした状況を背景に、9月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、国際的なルール作りや、各国との協力・信頼醸成の促進、サイバー犯罪対策、能力構築支援等の取組を進めている。

国際的なルール作りについては、日本は、「サイバー空間を利用した行為に対しても従来の国際法が適用される」との立場から、国連における政府専門家会合（国連サイバーGGE（Group of Governmental Experts））や、4月のサイバー空間に関するハーグ会議等への参加を通じ、官民一体となって国際社会の議論に積極的に取り組んでいる。

各国との協力・信頼醸成の促進については、米国、オーストラリア、英国、フランス、インド、イスラエル、エストニア、ロシア、EU、NATO、ASEAN等との間や、日中韓3か国の枠組みでの協議・対話を実施した。こうした協議等を通じて、双方のサイバー分野における政策及び取組について情報交換し、相互理解を深め、協力強化や信頼醸成の促進に努めている。また、10月に、ARFの枠組みにおいてシンガポールで開催されたサイバー信頼醸成措置のワークショップに参加するなど、サイバー分野における多国間の協力強化にも積極的に取り組んでいる。

サイバー犯罪対策については、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約であるサイバー犯罪条約のアジア地域初の締約国として、この条約の締約国拡大に向けてサイバー犯罪条約関連会合等に積極的に参加している。開発途上国等への能力構築支援は、サイバー空間の性質上、一部の

国や地域における対処能力の不足が、世界全体にとってのリスク要因となることから日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、ASEAN諸国を中心にCSIRT（Computer Security Incident Response Team）¹や法執行機関の能力強化等の支援を進めている。

（6）宇宙

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加の問題が発生し、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクが増大している。

そのような状況に対応するため、日本は宇宙空間における国際的な規範作りに関する議論に積極的に参画するとともに、各国と宇宙に関する対話・協議を促進し、宇宙空間における安全の確保に向けた取組に貢献している。

また、国際的に宇宙空間の利活用に関する新技術の開発やサービスの普及が進展する中で、国際宇宙ステーション（ISS）を始めとする宇宙科学・探査や日本の宇宙産業の海外展開、宇宙技術を活用した地球規模課題の解決や、開発途上国の宇宙分野での能力向上支援等にも積極的に取り組んでいる。

ア 宇宙空間における国際的な規範作り

宇宙空間の持続的・安定的利用の確保のためには、ASAT実験のようなスペースデブリを発生させる行為を規制するとともに、各国の宇宙活動に関する情報共有を促進する透明性・信頼醸成措置（TCBM）に関するルールを整備することが重要である。そのような観点から、日本はEUが主導する「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC）」の策定に関する議論に積極的に貢献してきている。7月にはニューヨークにおいて第一回多国間交渉会合が開催された。

また、国連宇宙空間平和利用委員会

¹ コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称。コンピュータセキュリティインシデントによる被害の最小化を図るため、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃の予兆情報等を収集、分析し、解決策や対応方針の策定、インシデント対応等を行う。

(UNCOPUOS)においては、「宇宙活動の長期的持続可能性に関するガイドライン」の作成など宇宙空間の平和利用に関する議論が行われており、日本も積極的に議論に貢献している。10月には国連総会で初めて宇宙を議題とした第1・第4合同委員会が開催された。

イ 各国との宇宙対話・協議の実施

国際社会における宇宙に関する関心の高まりを反映し、様々な二国間・多国間の宇宙対話・協議等が増加している。宇宙を利用する各国との間で幅広い視点で情報を共有し協力を促進していくことは持続的かつ安定的な宇宙利用の観点からも非常に有意義であり、日本としても、宇宙主要国やアジア太平洋地域を中心に、安全保障や科学・産業分野での対話を推進している。

2月の安全保障分野における日米宇宙協議（於：東京）、同9月の宇宙に関する包括的日米対話第3回会合及び第6回日米宇宙政策協議（民生・商業利用（於：東京）や第5回安全保障に関する日米豪宇宙協議（於：キャンベラ（オーストラリア））などの協議を実施し、11月には第3回ARF宇宙セキュリティワークショップ（於：北京（中国））において参加国との対話を行っている。

ウ 宇宙科学・探査、日本の宇宙産業の海外展開及び地球規模課題解決に向けた支援

平和目的の宇宙空間の探査及び利用の進歩は全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。中でもISSは15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙に関する国際協力の象徴とも言える。こうした観点から、日本は12月に日米間でISSに関する新たな日米協力に係る文書の署名を行い、2024年までのISS運用延長に参加することを決定した。

また、国際的に増大する人工衛星や打ち上げサービスなどの需要を獲得することは日本の宇宙産業にとって重要な課題となっており、トップ

セールスや在外公館の活用等を通じ日本の宇宙産業の海外展開に取り組んでいる。さらには、宇宙技術を活用した開発協力の実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献するとともに、開発途上国の宇宙分野での能力向上を支援してきている。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法がうたっている平和主義の理念を基礎として、平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として軍縮・不拡散に取り組んでいる。その対象は、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す。）、通常兵器、ミサイルを含む運搬手段とそれらの関連物資・技術である。

日本は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を実現させるべく、様々な外交努力を行っている¹。現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎となっているのは、核兵器不拡散条約（NPT）である。日本は、このNPT体制を維持・強化するために、現実的かつ実践的な提案を打ち出していくとの方針の下、非核兵器国12か国²から成るグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」をオーストラリアと共に主導し、2015年NPT運用検討会議及びそれに先立って行われた3回の準備委員会への作業文書の提出や共同ステートメントの発表などを通じ、具体的貢献を行ってきている。

日本は、核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器、また、通常兵器についても、関連する条約の運用の強化と普遍化に向けた努力を行っている。

このほか、ジュネーブ軍縮会議（CD）における核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

¹ より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2016年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第7版）」を参照

² 2010年9月に日本及びオーストラリアが立ち上げ、カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ、アラブ首長国連邦、フィリピン及びナイジェリアの計12か国が参加

などの新たな条約交渉の開始や国際原子力機関（IAEA）³の保障措置⁴の強化・効率化に向けて取り組んでいる。

また、各種の国際輸出管理レジーム（体制）や「拡散に対する安全保障構想（PSI）」⁵、核セキュリティ⁶強化に向けた取組にも積極的に参画している。

さらに、二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交も積極的に行っており、二国間原子力協定の締結などによる原子力の平和的利用の促進など⁷、その取組は多岐にわたっている。

（2）核軍縮

ア 核兵器不拡散条約（NPT）

2012年以降毎年開催された3回の準備委員会を踏まえ、2015年4月27日から5月22日まで、ニューヨークにおいて、2015年NPT運用検討会議が開催された。鋭意交渉が行われたものの、最終的に、主に中東非大量破壊兵器地帯の設置構想をめぐって関係国間の溝が埋まらず、最終文書を採択することなく終了した。しかしながらNPT三本柱（①核軍縮、②核不拡散及び③原子力の平和的利用）の進展のために、引き続きNPT体制の維持・強化に取り組むことが重要である。

イ 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

NPDIは、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、軍縮・不拡

散分野での国際社会の取組を主導している。2014年4月には日本で初めてとなる外相会合（第8回）を広島で開催した。この会合は出席者にとって被爆の実相に触れる機会となるとともに、NPDI各国として核兵器のない世界に向けた取組をこれまで以上に積極的に行うまたとない機会となった。また、日本が提案する全ての種類の核兵器削減、核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の凍結・削減の要求、核兵器削減交渉の多国間化、透明性の向上等、現実的かつ実践的な措置について合意を得ることができた。さらに、2015年4月、5月の2015年NPT運用検討会議に向け、NPDIとして国際社会をリードしていくため、18本の作業文書とNPT運用検討会議の合意文書案を提出した。

ウ 国連における取組

9月、核兵器の全面的廃絶のための国際の日に関する国連総会会合が開催され、日本から岸田外務大臣が出席した。さらに、12月に開催された第70回国連総会においては、日本が1994年以降毎年提出している核兵器廃絶決議案が107か国の共同提案国を集め、賛成166、反対3、棄権16で採択された。

³ IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立された。事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成され年1回開催される総会である。総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2015年12月現在、167か国が加盟。天野之弥氏が2009年12月以降事務局長を務めている。

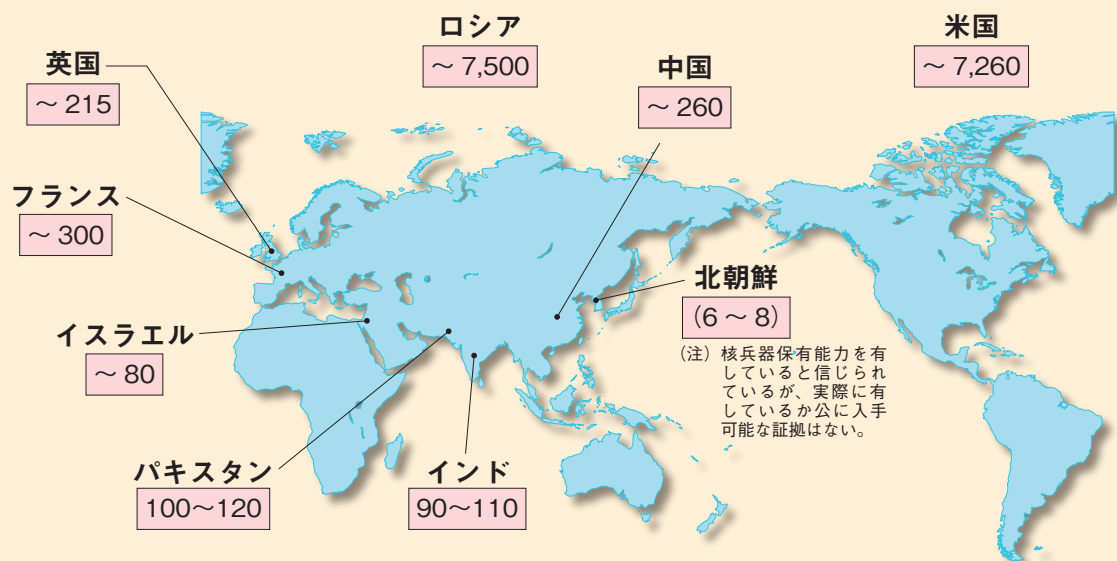
⁴ IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動（査察、各国の計量管理（核物質の在庫量の管理）記録のチェックなど）。NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。

⁵ PSIとは、大量破壊兵器などの拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に発足。2015年12月現在105か国が、PSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練を2004年及び2007年の2度主催し、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合（OEG）を主催したほか、2012年7月には日本で行うものとしては初のPSI航空阻止訓練を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。2013年5月には、PSI創設10周年を記念するハイレベル政治会合がPSI参加国のうち72か国の参加を得てポーランドにて開催され、日本からも参加した。また、2015年11月には、2018年に日本が訓練の主催国となることを見据え、ニュージーランド主催PSI阻止訓練「MARU2015」へ積極的に参加するとともに、同年5月のカナダ主催オペレーション専門家会合（OEG）にも参加した。さらに、2016年1月には、米国主催で政治会合（高級事務レベル）が開催され、2013年のハイレベル政治会合からの取組の進捗状況の確認等が行われた。

⁶ 核物質などがテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための措置

⁷ 原子力潜水艦解体作業で取り出された原子炉炉心を長期陸上保存するために必要な機材を供与（2012年）

世界の核弾頭数の状況（2015年）：総数



出典：SIPRI（ストックホルム国際平和研究所）2015年版
（総数は全て概数）

Ⅱ 包括的核実験禁止条約（CTBT）⁸

日本は、NPTを基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱であるCTBTの早期発効を重視し、未批准国への働き掛けなどの外交努力を継続している。被爆70年となる2015年、岸田外務大臣は9月にニューヨーク（米国）で開催された第9回CTBT発効促進会議においてカザフスタン外相と共同議長を務めるとともに、2017年9月までの2年間、発効促進共同調整国として、CTBTの早期発効に向けた取組を主導することとなった。

Ⅲ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT：カットオフ条約）⁹

長年にわたりジュネーブ軍縮会議（CD）でのFMCTの交渉開始への合意がなされない状況を受け、2012年に国連総会でFMCTに関する政府専門家会合（GGE）の設置が決定された。2014年及び2015年に計4回のGGE会合が開催され、将来のFMCTの交渉に資する勧告を含む報告書

が作成された。日本から須田明夫元軍縮代表部大使が日本政府専門家として参加し、GGEの議論に貢献した。

Ⅳ 軍縮・不拡散教育

近年、軍縮・不拡散問題への取組を推進する上で、軍縮・不拡散についての教育の重要性が国際社会に広く認識されてきており、日本は、唯一の戦争被爆国として、これを積極的に推進してきている。日本の取組として、被爆証言の多言語化、各国若手外交官の被爆地研修、NPT運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出や演説を実施している。このほか、被爆者を「非核特使」として委嘱し、国際会議等で被爆体験証言をするなど被爆の実相を国内外に伝達する活動を政府として後押ししている。近年、被爆者の高齢化が進む中、これまでの「非核特使」制度に加えて、若い世代を対象とした「ユース非核特使」制度を新たに創設し、広島・長崎の被爆の実相を世代を超えて語り継いでいく取組にも重点を置いている。

⁸ 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2015年12月現在、条約発効のために批准が必要な国（発効要件国）全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国が未批准、インド、北朝鮮及びパキスタンが未署名のために未発効となっている。

⁹ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

(P140コラム参照)。また、日本での国連軍縮会議開催に際した協力を行っているほか、広島市や長崎市との協力の下、在外公館を通じた海外における原爆展の展開支援も行っている。12月には、ウィーンにおいて世界で3番目となる常設原爆展が開設された。

そのほかの二国間での取組

核軍縮・不拡散及び環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連の協力を実施している¹⁰。また、ウクライナやカザフスタンとの間でそれぞれ設立した非核化協力委員会を通じ、核セキュリティ強化に資する協力を実施している¹¹。

(3) 不拡散

大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制強化のために様々な外交努力を行っている。IAEA指定理事国¹²としてその活動に人的・財政的貢献を行っているほか、国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEAの保障措置については、より多くの国が追加議定書¹³を締結するよう、IAEAと協力し、IAEAが主催する地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、様々な協議の場で各国に働きかけている。

輸出管理レジーム（体制）は、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ適切な輸出管理を支持する国々による協調のための枠組みである。日本は、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル¹⁴、通常兵器それぞれの輸出管理レジームに参

加し、貢献している。特に、原子力供給国グループ（NSG）に対しては、ウィーン日本政府代表部が事務局の役割を果たしている。

また、日本は拡散に対する安全保障構想（PSI）の取組を重視しているほか、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、アジア不拡散協議（ASTOP）¹⁵やアジア輸出管理セミナー¹⁶を通じて、アジア諸国を中心に地域的取組の強化のための働き掛けを行っている。さらに、ロシアや中央アジアなどで大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター（ISTC）を通じて平和的な目的の研究に従事させることにより、大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止と国際的な科学協力を貢献している。

地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核開発は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。

2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機に核問題が再び深刻化し¹⁷、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルが発射され、同年10月には核実験実施に至った。

2007年には、六者会合において、共同声明の実施のための「初期段階の措置」及び同「第二段階の措置」が採択されたが、間もなく北朝鮮はこれらの文書に定められた措置の中断を発表した。

¹⁰ 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年6月のG8カナナスミス・サミット（於：カナダ）において合意された、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されたもので、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管するため原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施した。

¹¹ 2011年1月、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会を通じ、ハリコフ物理化学研究所核セキュリティ強化、さらに、同年11月、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会を通じ、カザフスタン核セキュリティ防護資機材整備に対する協力をそれぞれ実施した。

¹² IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG7などの原子力先進国が指定されている。

¹³ 包括的保障措置協定に追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど検閲活動が強化される。2015年12月現在、126か国が締結

¹⁴ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、日本は2013年5月から1年間議長国を務めた。

¹⁵ ASTOPとは、日本のほか、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2016年1月に開催された。

¹⁶ アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などの参加により、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催しており、最近では2016年2月に開催し、28か国・地域が参加した。

¹⁷ 2003年1月、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワットの実験炉を再稼働させ、使用済核燃料棒の再処理を再開した。

さらに、2010年11月、北朝鮮は訪朝したヘッカー・スタンフォード大学教授らに、「ウラン濃縮施設」などを視察させた。

北朝鮮は、2013年2月には3度目となる核実験を強行し、4月には寧辺ヨンピョンの核施設の再稼働の意思を表明した。

2015年3月に公表された国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルによる報告書は、2014年の北朝鮮による弾道ミサイルの発射数（13発～15発）は異例の事態であると指摘した。2015年に入ってから、北朝鮮は数次にわたりミサイルを発射し、また、同年9月のIAEA事務局長報告によれば、寧辺ヨンピョンの黒鉛減速炉に関連する水蒸気の排出等の兆候が引き続き見られ、ウラン濃縮施設とされる施設の増築や使用の動きが確認されるなど、核・ミサイル開発を継続している。さらに北朝鮮は、2016年1月に4度目となる核実験を強行し、翌月には、弾道ミサイルを発射した。これを受け、同年3月に国連安保理は制裁を大幅に追加・強化

する包括的かつ強い内容の決議第2270号を採択した。日本は、引き続き、米韓を含む関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、ウラン濃縮活動の即時停止を含め、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄に向けた措置を着実に実施するよう強く求めていく考えである（2-1-1（1）参照）。

また、イランの核問題も、国際的な核不拡散体制における重大な課題である。2003年以降、イランに対し、ウラン濃縮活動の停止などを求めるIAEA理事会決議¹⁸及び国連安保理決議¹⁹が採択されてきたにもかかわらず、イランはウラン濃縮関連活動を継続していたが、2013年8月にローハニ政権が発足して以降、その姿勢に変化が現れ、同年11月には、EU3（英仏独）＋3（米中露）側による制裁の一部解除に対し、イラン側が、アラク重水炉の活動の停止を行うことなどからなる「共同作業計画（Joint Plan of Action）」²⁰に合意した。その後、包括的解決に向けた交渉が行われ、最終的に、2015年7月に、EU3（英仏

18 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3（英仏独）とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束のほか、保障措置に関する是正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、活動を継続した。また、2004年11月のEU3とのパリ合意により同活動を停止したものの、2005年8月には再開している。これを受け、2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議を採択し、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されるようになった。

19 これまでイランの核問題に関連し、累次の国連安保理決議が採択されているが、これらの決議は、国連憲章第7章下で、イランに対し、全ての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決などのため、IAEAに対してアクセス及び協力の提供を義務付け、また、追加議定書の迅速な締結を要請しており、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。また、決議第1737、1747及び1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結などの憲章第7章第41条下のイランに対する措置を含んでおり、決議第1929号は、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査などの包括的な措置を含んでいる。

20 共同作業計画（Joint Plan of Action）

・交渉当事者が6か月間に実施する「第一段階の措置」及び「最終段階の包括的合意の措置（要素）」から構成された。

【第一段階の措置】

〈イランによる措置〉

- ・5%を超える濃縮活動を停止
- ・20%濃縮ウランの5%へ希釈又は酸化ウランへの転換
- ・濃縮能力増強の停止（新型遠心分離機や濃縮施設の新設禁止）
- ・低濃縮ウランの貯蔵量の増加を禁止
- ・アラク重水炉の活動の進展を禁止
- ・IAEAの査察を強化

〈EU3+3による措置〉

- ・限定的、一時的、対象を限定した、可逆的な制裁解除
- ・金・貴金属、石油化学分野、自動車分野での禁輸措置の解除
- ・航空分野における制裁解除（安全面での修理部品供給等）
- ・イラン産原油輸入量を現在の相当程度削減した水準で維持
- ・6か月間、核計画に対する新たな制裁措置の実施見送り
- ・人道取引の促進と決済ルートの確立

【最終段階の包括的合意の措置（要素）】

- ・国連安保理、複数国あるいは一国による核分野での制裁の包括的解除
- ・双方で合意する濃縮プログラム（実際の需要に合致した、双方で合意する諸要素から成るもの。濃縮活動の範囲、レベル、能力、場所、濃縮済みウラン貯蔵量について合意される制約の中で、合意された期間の間認められるもの。）
- ・アラクにおける原子炉に関連する懸念を完全に解決し、再処理をせず、再処理能力を有する施設を建設しない
- ・合意された透明化措置及び強化された監視の完全実施と、追加議定書の批准及び実施
- ・近代的な軽水炉・研究炉及び関連施設の取得を含む国際的民生原子力協力への参加と核燃料の供給

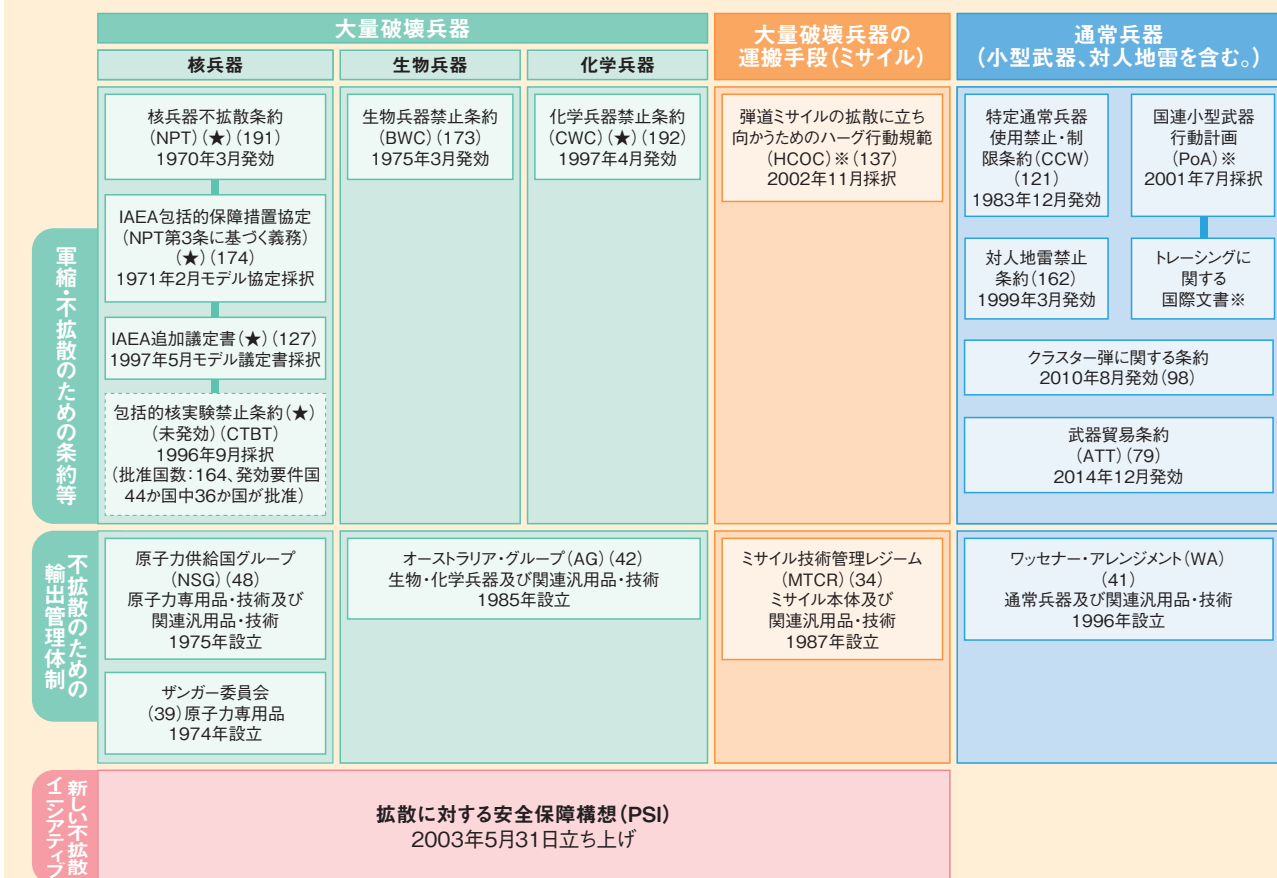
全期間にわたって最終段階の包括的解決を成功裏に実施した場合、イランの原子力プログラムはNPTの非核兵器国と同様に扱われる。

独) +3 (米中露) とイランとの間で、イランの核問題に関する最終合意である「包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive Plan of Action : JCPOA)」²¹ に合意した。JCPOA では、イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和であることを確保した上で、イラン側の措置の実施に伴い、これまでに課された制裁が解除される手順が明記された。同時に、イランの核問題に関する

軍事的側面の可能性²²については、IAEA とイランとの間で「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」が合意された。また、これらを受けて、JCPOA を承認し、IAEA に必要な検証・監視活動を行うよう要請するなどの内容を含む安保理決議第2231号が採択された。

「イランの核計画に関する過去及び現在の未解

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器 (関連物質などを含む。) の軍縮・不拡散体制の概要



(注1) 図表中の (★) は検証メカニズムを伴うもの

(注2) () 内の数字は2015年12月現在の締結・批准・加盟国(機関)数

(注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足

(注4) ※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

21 包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive Plan of Action : JCPOA)

●イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

〈イラン側の主な措置〉

●濃縮ウラン活動に係る制約

- ・稼動遠心分離機を5060機に限定
- ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定等

●アラク重水炉、再処理に係る制約

- ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
- ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しないなど

22 PMD (Possible Military Dimensions : 軍事的側面の可能性)

2011年11月、IAEA は、イランの核活動に関し、核爆弾開発の兆候について、起爆装置の開発等を含む12項目から成る「軍事的側面の可能性」を事務局長報告として指摘。以降、本件はイランとIAEA との協議における重要な論点として扱われてきた。

決の問題の解明のためのロードマップ」に基づき、イランとIAEAとの間で作業が行われた結果、2015年12月にIAEA事務局長による最終評価報告²³が発出された。同最終評価報告は、2003年末までにイランにおいて、核爆発装置の開発に関連する活動が組織的に行われ、一部の活動については2004年以降も行われた一方で、2010年以降は同様の活動が行われたとする信頼性のある根拠を有していないとした。

さらに、2016年1月には、イランがJCPOAで約束した一部の措置を履行したことがIAEAにより検認された。これにより、新たに採択された安保理決議第2231号に基づき、過去の関連する安保理決議によって課された制裁の一部が終了した。ただし、イランの核活動やミサイルなどに関連する移転活動には引き続き制約が課されている。今後は、イランによる合意の着実な履行とIAEAによる監視・検証が重要である。この過程で、2015年9月の日・イラン首脳会談の際に、安倍総理大臣から、ローハニ・イラン大統領に対し、最終合意の着実な履行及びIAEAとの協力を働き掛けた。また、2015年10月の岸田外務大臣のイラン訪問時には、JCPOAが規定する「履行の日」以降、原子力安全やIAEA保障措置・透明性措置の分野で協力を行っていく意図を表明した。

シリアによるIAEA保障措置の履行に関する問題も、2008年以降、IAEA理事会において取り上げられている。2011年、IAEA理事会は、シリアのデイル・エッゾールで未申告で原子炉建設を行っていたことがIAEA保障措置協定下の違反を構成することを認定した。シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解明されるためにも同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが極めて重要である。

ウ 核セキュリティ

近年、核物質そのほかの放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」についても、IAEAや国連、有志国による各種の取組を通じて国際協力が強化されている。特に、オバマ米国大統領が提唱して開始された核セキュリティ・サミットは、その3回目が2014年3月にオランダ・ハーグで開催され、53か国4機関が出席した。日本からは、安倍総理大臣が出席し、核物質の最小化と適正管理、改正核物質防護条約への対応等、日本の核セキュリティ向上へ向けた取組を表明した。次回は2016年3月31日から4月1日まで、米国ワシントンで行われる。

2015年2月、日本は、核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行うIAEAの専門家チームである国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションを受け入れた。事後、このミッションから提示された報告書で、日本の核セキュリティ体制及びミッションが訪問した施設について、良好事例と共に、継続的な改善のための勧告や助言が示された。

また、同年7月、IAEA主催による原子力分野におけるコンピュータ・セキュリティ国際会議がウィーンで開催され、92か国17機関から700人以上が参加した。日本からも多くの政府関係者や専門家が出席した。

（4）原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

核軍縮・不拡散と並んで原子力の平和的利用はNPTの三本柱の1つとされており、核軍縮・不拡散を進める国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とであるとされている。

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温

²³ イランの核問題の軍事的側面の可能性（PMD）に関するIAEA事務局長の最終評価報告（要旨）

結論として以下の3点について言及

(1) 「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」（以下、「ロードマップ」）において行うことになっていた活動は、全てスケジュールどおりに終了した。
 (2) IAEAは、2003年末までにイランにおいて、核爆発装置の開発に関連する活動が組織的に行われ、一部の活動については2004年以降も行われたと評価。同時に、IAEAは、これらの活動は実現可能性・科学研究並びに一定の関連する技術的知見及び能力の獲得以上に進展しなかったと評価。また、2010年以降に核爆発装置の開発に関連する活動が行われたとする信頼性のある根拠を有していない。
 (3) IAEAは、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性に関し、核物質の転用についての信頼性のある根拠を何ら発見していない。

暖化問題への対処の必要性などから、原子力発電²⁴の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は軍事転用が可能であることや一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置（を始めとする不拡散の取組）、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び③核セキュリティ（核テロ対策）の「3S」²⁵の確保が重要である。東京電力福島第一原発事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、IAEAとの協力の一環として、福島県に指定した「IAEA緊急時対応能力研修センター」（IAEA・RANET・CBC）で、2015年4月及び11月に国内外の関係者を対象に、緊急事態の準備及び対応の分野における訓練活動に関する研修を実施している。

福島第一原発の状況については、国内のみならず、国際社会に対する適時適切な情報発信が重要である。この観点から、日本は、福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、外交団に対する説明会の開催や在外公館を通じた情報提供などを行っている。

また、汚染水問題も含め、福島第一原発の廃炉は、世界にも例がない困難な作業の連続であり、国内のみならず、IAEAを始めとする世界の技術や叡智^{えいち}を結集して、その解決に取り組むこととしている。この関連では、IAEA海洋モニタリング専門家の受入れを実施した（2014年9月、11月、2015年5月及び11月）ほか、放射線影響に関しては、原子放射線の影響に関する国連科学委員会

（UNSCEAR）が福島県や都内においてセミナーやワークショップ等を開催する（2014年9月及び11月）など国際社会との連携・協力を進めている。

また、日本は開発途上国を中心とした国際社会における原子力の平和的利用の促進を重視する観点から、IAEA技術協力基金への拠出や平和利用イニシアティブ（PUI）を通じた支援を実施してきている。その中でも特に、原子力科学技術を活用した医療及び農業等の非発電分野での原子力の平和的利用の促進を重視しており、また、発電分野においても放射線防護の強化に貢献するなど、様々な分野における協力を通じて開発途上国の社会的・経済的な発展に貢献している。2015年4月から5月にかけてNPT運用検討会議で日本はPUIに対し、向こう5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明した。また、原子力事故の被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実や法的予見性の向上等に資するものとして、原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）があり、日本は2015年1月に同条約を締結した。日本の締結により、この条約は2015年4月15日に発効に至り、国際的な原子力損害賠償制度を強化する重要な一歩となった。

❏ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材等を移転するに当たり移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定においては、原子力安全面に関する規定も設けており、協定の締結により、原子力安全の強化などに関し、協定に基づく協力の促進も可能となる。

日本の原子力技術に対する期待は、福島第一原発の事故後も引き続き諸外国から表明されている。二国間の原子力協力については、福島第一原

²⁴ IAEAによれば、2016年1月現在、原子炉は世界中で441基が稼働中であり、64基が建設中（IAEAホームページ）

²⁵ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

発事故に関する経験と教訓を世界と共有することにより、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことが日本の責務である。この認識の下、日本は相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する原子力関連資機材・技術を提供していく考えである。原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討していくこととしている。

なお、日本は、2015年末現在、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ及びアラブ首長国連邦との間でそれぞれ原子力協定を締結している。

（5）生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）²⁶は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定が無く、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2015年の会合では、生物兵器使用により感染症が発生した場合のBWC下での対応に関し、西アフリカで発生したエボラ出血熱流行への対応から教訓を得るための議論が行われた。日本は、エボラ出血熱対応への日本の支援について専門家が発表を行うなど、条約強化のための議論に貢献した。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）²⁷は、化学兵器の開発・生産・保有・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保してお

り、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）が設置されている。OPCWは、2013年9月以降継続しているシリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たしており、日本はその活動に対して財政的支援を行った。2015年8月、シリア国内で引き続き発生している塩素ガス使用等の責任特定のため、国連・OPCW共同調査メカニズムが国連安保理決議に基づき設置されるなど、化学兵器が二度と使用されないようにするための努力が続けられている。

日本は、加盟国を増やすための協力、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化及びそのための国際協力につき積極的に取り組んでいる。2015年2月にはウズムジュ OPCW 事務局長が訪日し、岸田外務大臣との間で、条約の実効性向上などの課題に連携して協力していくことを確認した。9月には、OPCWのプログラムの下、日本の化学工場にスリランカ、フィリピンからの研修生2人を受け入れ、工場の安全管理などに関する研修を実施した。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

（6）通常兵器

ア クラスター弾²⁸

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM：Convention on Cluster Munitions）²⁹の締約国を拡大する取組を継続している。また、ラオスやレバノンなどのクラスター弾の被害国に

²⁶ 1975年3月発効。締約国数は173か国（2015年12月現在）

²⁷ 1997年4月発効。2015年8月にミャンマー、10月にアンゴラが加入し、締約国数は192か国となった（2015年12月現在）。

²⁸ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いとも言われ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

²⁹ クラスター弾の使用、所持、製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2015年12月現在の締約国数は、日本を含め98か国

特集 2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第3章

1. 核兵器不拡散条約（NPT）とは

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、①核兵器国¹（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）による核軍縮交渉を進め、②核兵器の拡散を防ぎ、③原子力の平和的利用のための協力を促進することを主要な目的としています。191か国・地域が参加しており、核軍縮・不拡散を規定した唯一の国際的な条約です。日本は1976年に締約国となり、同条約の維持・強化に向けた国際的議論に貢献してきています。

NPTは、条約の運用を検討するために5年ごとに運用検討会議を開催しています。これは、NPTの三本柱である核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用についての進展を確認するとともに、次の目標を設定する重要な会議です。4週間かけた議論を行い、最終的には運用検討会議としての合意文書が採決されます。

2. 2015年NPT運用検討会議の事前の見通しと日本の取組

広島・長崎の被爆から70年という節目の年に開催された2015年運用検討会議は、厳しい状況の中での開催となりました。これは中東問題や核兵器の非人道性など締約国間で意見を収斂^{しゅうれん}させることが難しいテーマが多かったためです。

こうした状況において日本は、核兵器国と非核兵器国が協力して実践的で具体的な取組を進めていくことの重要性を訴えるべく、岸田外務大臣が一般討論演説において、①核戦力の透明性向上、②あらゆる核兵器の削減及びそのための将来的な核兵器削減交渉の多国間化、③核兵器の非人道性についての認識を通じた国際社会の結束、④北朝鮮の核・ミサイル問題等の地域の不拡散問題への対応及び⑤政治指導者や若者による被爆地訪問の意義を訴えました。さらに、運用検討会議期間中に訪米した安倍総理大臣は、オバマ米国大統領との間で「NPTに関する日米共同声明」を発表し、NPT体制を維持・強化し、「核兵器のない世界」を目指す国際社会の取組を促しました。

また、日本が主導するグループである軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）として運用検討会議の合意文書案を提示し、世界各国の理解と協力を訴えました。NPDIの提案はかなりの部分が最終文書案に取り入れられ、日本の高いプレゼンスを示すことができました。



NPT運用検討会議岸田外務大臣による一般討論演説（4月28日、米国・ニューヨーク）

3. 2015年NPT運用検討会議の結果

このような日本の取組にもかかわらず、残念ながら会議は最終文書の合意に至りませんでした。タウス・フェルーキ議長（アルジェリア外務省大臣顧問）は各国が受入れ可能と思われる最終文書案を作成し、同文書案に対しては多くの国が受入れ可能（少なくともコンセンサスをブロックしない）というところまでいきましたが、中東非大量破壊兵器地帯についての問題をめぐって関係国間で合意がなされず、残念ながら最終文書案が採択されることなく会議は終了しました。

4. 次回運用検討会議に向けて

今回の会議で最終文書案を採択できなかったことにより、次回の2020年運用検討会議までの5年間における明確な合意された指針を失うこととなり、NPTを中心とする国際的な核軍縮・不拡散体制に一定の影響があったことは否めません。一方で、核軍縮・不拡散の促進の歩みを止めることはできません。日本としては、2015年8月に広島で開催された国連軍縮会議や包括的核実験禁止条約（CTBT）賢人グループ会合での活発な議論を通じ、核軍縮・不拡散の進展に向けた機運を維持していくよう努めました。9月にはCTBT発効促進会議で岸田外務大臣が共同議長を務めました。また、12月には1994年以来毎年日本が国連総会に提出している核兵器廃絶決議が採択されました。

2016年日本はG7議長国であり、また、2015-2017年にはCTBT発効促進共同調整国を務めることもあり、NPDIの枠組みも活用しつつ、今後とも「核兵器のない世界」に向け、NPT体制の維持・強化の取組を推し進めていきます。

1) NPT第9条3「この条約の適用上、「核兵器国」とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」

コラム 高校生平和大使“ビリョクけどムリョクじゃない” 長崎県立長崎東高校2年 ● 内野 璃奈

2015年は原爆被爆から70年の節目の年にあたります。この大切な年に、私たち第18代高校生平和大使21名は外務省から“ユース非核特使”を委嘱され、核兵器の廃絶と平和への想いを世界に伝えるためにスイスへと旅立ちました。

わたしの祖父は12才の時に長崎で被爆しました。幸いにも祖父は命を落とすことはありませんでしたが、多くの友人を失いました。この祖父は「2度と原爆のような悲劇を人類が味わってはならない。」と言っています。わたしは、被爆地の若者として、このような被爆者の思いを引きついでいきたいと思っています。

高校生平和大使は1998年にインドとパキスタンが相次いで核実験を行った際、被爆地の声を世界に届けてほしいという長崎の市民の声から誕生しました。

わたしたち第18代の高校生平和大使は8月16日から21日まで国連欧州本部・軍縮会議日本政府代表部・メキシコ政府代表部・5つのNGO団体を訪問し、ベルンで署名活動を行い、核兵器廃絶を訴えてきました。

国連欧州本部では、軍縮会議の本会議の中で広島の高校生がスピーチをすることができました。その後、国連軍縮部では21名でスピーチを行い、1年間で集めた164,176筆の署名を提出しました。署名は累計1,337,598筆となりました。署名を提出した後、日本政府代表部主催の被爆70年祈念行事に参加させていただきました。そこでは、各国の方々の前で私たちの活動を紹介することができました。

メキシコ政府代表部訪問では3人がスピーチをした後に意見交換を行いました。メキシコ大使は「これからは唯一の戦争被爆国である日本が世界をリードして核軍縮を進めていく必要がある。」とおっしゃいました。

このスイスの旅では、若者の声を真剣に受け止めてくださるたくさんの方に出会いました。また、核兵器廃絶を目指して活動しているのは私たちだけでなく、平和を願う想いは言語の壁を越えて繋がっていることを実感することができました。日本の若者の活動は世界にも広まりつつあることを感じました。これからも“ビリョクけどムリョクじゃない”という言葉信じて被爆者の想いを世界にそして後世へと伝え続けたいと思います。



国連欧州本部でスピーチをする筆者



国連欧州本部での集合写真

対し、不発弾処理や被害者支援事業の協力を行っている³⁰。

9月には、クロアチアでCCM第1回検討会議が開催され、日本からは佐野利男軍縮代表部大使が首席代表として出席し、これまでの日本の不発弾対策支援の実績を振り返るとともに、日本の不発弾対策支援のアプローチとして、今後とも、不発弾除去、被害者支援及び危険回避教育の3点に重点を置いて支援を継続する姿勢を表明した。

1 小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、拡散が続いてい

る。少なくとも年間50万人が小型武器の使用の結果死亡しているとされ、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。日本は、毎年の国連小型武器決議の国連総会への提出を始め、国連における取組に貢献すると同時に、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策プロジェクトを支援している。

対人地雷

日本は、実効的な対人地雷の禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進している。アジア太平洋地域各国への対人地

³⁰ クラスタ弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

雷禁止条約（オタワ条約）³¹締結の働き掛けに加え、1998年以降、50か国・地域に対して約620億円を超える地雷対策支援（地雷除去、被害者支援等）を実施してきている。

そのほか、2014年1月から2015年12月までの任期中、地雷対策支援のドナー国から成る「地雷対策支援グループ」の議長を務めた。

II 武器貿易条約（ATT：Arms Trade Treaty）

通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な共通基準を確立し、不正な取引等を防止することを目的としたATT³²が、2013年4月に国連総会で採択され、2014年12月24日に発効した。2015年8月に開催された第1回締約国会合では、条約の事務局設置都市がジュネーブ（スイス）に決定され、事務局長としてドゥラドゥラ南アフリカ共和国通常兵器規制委員会事務局長が選出された。日本は、以前から実効的で幅広い国の参加が得られる条約の作成の必要性を主張し、交渉において、原共同提案国として積極的かつ建設的な役割を果たしてきた。2014年5月、日本はアジア太平洋で最初の締約国となるとともに、条約の未締結の国に対して早期締結を呼び掛けている。

5 国際連合（国連）における取組

（1）国際連合（国連）

ア 日本と国連との関係

2016年は日本の国連加盟60周年の年である。1956年の国連加盟以来、日本は国連と緊密に協力しながら、世界の平和と繁栄に積極的に貢献してきた。

2015年に創設70周年を迎えた国連は、現在、世界のほぼ全ての国（2015年12月現在193か国）が加盟する普遍性を備えた国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、開発、人権、環境・気候変動、防災を含む様々な分野において、国際社会が直面する課題に取り組んでいる。また、国連は、世界中の情報や知見を



国連本部 写真提供：UN Photo/Milton Grant

集約することで、これらの課題に専門性の高い解決策を提示することを可能にしている。

このような強みを持った国連は、日本にとって、自国の安全保障を確保しつつ、平和で安定した国際環境を醸成しながら、その持続可能な成長を実現していく上で、重要な存在となっている。また、日本は、国連の枠組みを通じて、国際社会における議題設定（アジェンダ・セッティング）や規範形成（ルール・メイキング）に積極的に参加することで、地球規模課題への対応など、日本一国では実現できない外交政策上の目標達成を目指している。

9月に開会した第70回国連総会には、安倍総理大臣及び岸田外務大臣が出席した。

安倍総理大臣は、国連総会一般討論演説において、日本の戦後の平和国家としての歩みや、国連及び国際社会における日本の貢献を示した上で、今後も、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げ、更なる国際貢献を行っていくことを強調した。また、国連を21世紀にふさわしいものとするため、安保理改革を実現し、安保理常任理事国として、世界の平和と繁栄に一層取り組む意欲を表明した。

安倍総理大臣は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミットでも

³¹ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2014年12月現在の締約国数は、日本を含め162か国

³² 武器貿易条約（ATT）の2015年12月現在の署名国は130か国、締約国は78か国

ステートメントを行い、日本として、今後、アジェンダの実施に最大限努力していくと述べた上で、「質の高い成長」や「脆弱な人々の保護と能力強化」などの具体的貢献策を表明した。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合（北京+20）、気候変動に関する首脳級昼食会、保健サイドイベント「UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）への道筋」、第2回PKOサミットにも出席し、地球規模課題の解決に向けた日本の積極的貢献について発信を行った。

さらに、安倍総理大臣は、G4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）首脳会合に出席し、安保理改革の早期実現に向けた協力を確認したほか、リュックトフト第70回国連総会議長と会談し、国連創設70周年に当たる今次国連総会が歴史的なものとなるよう、安保理改革、開発、気候変動等の分野で緊密に協力することで一致した。また、アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国との首脳会合、太平洋島嶼国との首脳会合を開催するとともに、各国首脳等との会談を精力的に実施した。

加えて、安倍総理大臣は、ニューヨーク滞在中、北米金融関係者との対話イベントに出席し講演・ラウンドテーブルを実施するとともに、対日投資セミナー及び訪日観光セミナーで挨拶を行ったほか、和食レセプションや「女性が輝く社会」づくりのための夕食会を主催するなど、あらゆる機会を捉えて、日本の政策や魅力を発信した。また、安倍総理大臣は、岸田外務大臣とともに、国連日



国連総会に出席する安倍総理大臣（9月29日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

本人職員との懇談に出席し、職員を激励した。

岸田外務大臣は、第9回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議で共同議長を務めたほか、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム、難民への人道支援に関するG7関連会合など計6つの多国間会合に出席した。また、3か国と外相会談などを行い、国連総会出席の機会を通じて、各国の外相大臣との間で相互の信頼関係を強化した。

国連からは、2015年3月に潘基文^{パン・ギムン}国連事務総長が訪日し、仙台で開催された第3回国連防災世界会議に出席するとともに、国連大学における「国連創設70周年記念シンポジウム」に出席した。シンポジウムのスピーチにおいて、潘基文事務総長は、国連が日本とのパートナーシップを重視していると述べるとともに、日本の国際貢献に深い感謝の意を表明した。これに対し、安倍総理大臣は、スピーチにおいて、国連創設70周年の2015年と日本の国連加盟60周年の2016年の2年間を「具体的な行動の年」と位置付け、日本として、地球規模課題に積極的に取り組むと述べるとともに、安保理改革について具体的な成果を上げる必要性を強調した。また、安倍総理大臣及び岸田外務大臣は潘基文事務総長と会談を行い、国際社会が直面する諸課題の解決に向け、日本と国連が引き続き協力して取り組んでいくことで一致した。

9月には、リュックトフト第70回国連総会議長が来日し、安倍総理大臣や岸田外務大臣との間で、安保理改革の進展、開発、気候変動問題、軍



安倍総理大臣と潘基文国連事務総長との会談（3月14日、仙台 写真提供：内閣広報室）

縮不拡散、女性をめぐる諸課題などへの対応の重要性を共有し、これらの課題解決に向けた日本と国連との更なる連携を確認した。また、リュッケトフト総会議長は、広島を訪問し、同市市長と懇談するとともに、原爆死没者慰霊碑を参拝し、献花を行った。

1 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

（ア）国連安全保障理事会（国連安保理）

国連安保理は、国連の中で、国際社会の平和と安全の維持につき主要な責任を有している。国連安保理決議に基づくPKOなどの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散、テロなどの新たな脅威への対処など、年々その役割は拡大している。

このような中、日本は、10月に行われた非常任理事国選挙において、国連加盟国最多となる11回目の当選を果たし、2016年1月から2年間の任期で非常任理事国を務める。

（イ）国連安保理改革

国連安保理の構成は、国連発足後70年が経つ現在も、基本的には変化しておらず、国際社会では、安保理改革を早期に実現し、その代表性や実効性、透明性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働き掛けを行っている。

（ウ）国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で政府間交渉が行われている。7月、クテサ第69回国連総会議長により、政府間交渉の基礎となる、約120か国を代表するグループ・国から提出された提案を整理した文書が各加盟国に配布された。

国連創設70周年の節目に当たる第70回国連総会会期中に具体的成果を得るべく、日本は2015年にG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員として取組を一層強化し、9月の第70回国連総会の機会には、ニューヨーク（米国）において2004年以来11年ぶりのG4首脳会合を開催した。G4各国首脳は、国連安保理を21世紀の



安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）首脳会合における安倍総理大臣（9月26日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

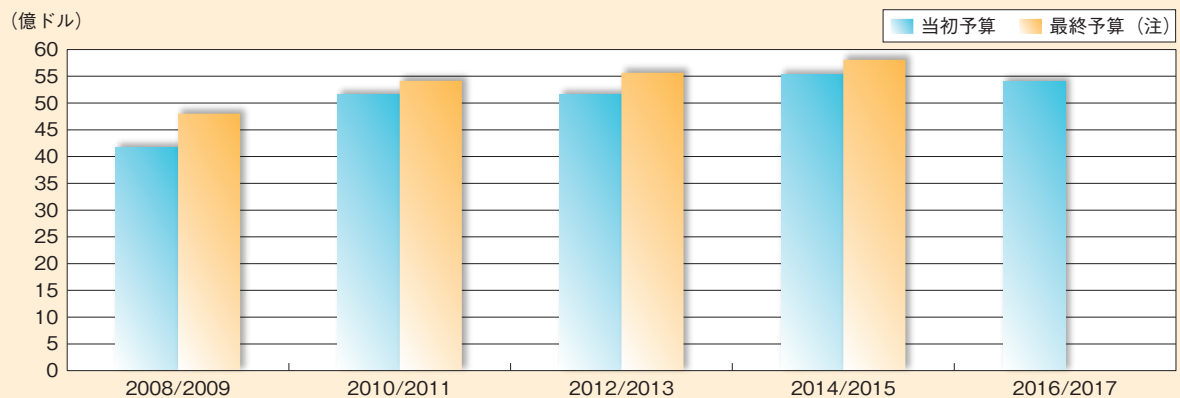


国連安保理議場（写真提供：UN Photo／Loey Felipe）

現実に適合したものとするのが喫緊の課題であることを確認し、早期かつ有意義な安保理改革のために緊密に連携し、改革推進派への働き掛けを加速化していくことに合意した。

日本は、安保理改革実現のため、アフリカやカリブ共同体（CARICOM）などの国や地域への働き掛けを積極的に行っている。アフリカに対しては、1月及び6月の宇都外務大臣政務官のアフリカ連合（AU）総会出席、3月の宇都外務大臣政務官のチュニジア及びセネガル訪問、12月の木原外務副大臣のタンザニア訪問、黄川田外務大臣政務官のアフリカ5か国訪問等に加え、8月のラマポーザ・南ア副大統領及び9月のムセベニ・ウガンダ大統領の訪日等の機会に、働き掛けを実施した。カリコムに対しては、5月の中山外務副大臣のカリコム外交・共同体関係理事会会議（COFCOR）等出席に加え、9月の安倍総理大臣のジャマイカ訪問において、働き掛けを実施した。

国連2か年通常予算の推移（2008-2017年）



(注) 最終予算とは、2か年予算途中で発生した追加需要やインフレ調整等による追加予算を加えたもの。
出典：国連文書

主要国の国連通常予算分担率

順位※	国名	2013-2015年	2016-2018年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	±0
2	日本	10.833%	9.680%	-1.153
3	中国	5.148%	7.921%	+2.773
4	ドイツ	7.141%	6.389%	-0.752
5	フランス	5.593%	4.859%	-0.734
6	英国	5.179%	4.463%	-0.716
7	ブラジル	2.934%	3.823%	+0.889
8	イタリア	4.448%	3.748%	-0.700
9	ロシア	2.438%	3.088%	+0.650
10	カナダ	2.984%	2.921%	-0.063

※2016-2018年の順位を記している。

出典：国連文書

主要国のPKO予算分担率

順位※	国名	2015年	2016年	2017年	2018年
1	米国	28.3626%	28.5738%	28.4691%	28.4344%
2	中国	6.6368%	10.2879%	10.2502%	10.2377%
3	日本	10.8330%	9.6800%		
4	ドイツ	7.1410%	6.3890%		
5	フランス	7.2105%	6.3109%	6.2878%	6.2801%
6	英国	6.6768%	5.7966%	5.7753%	5.7683%
7	ロシア	3.1431%	4.0107%	3.9960%	3.9912%
8	イタリア	4.4480%	3.7480%		
9	カナダ	2.9840%	2.9210%		
10	スペイン	2.9730%	2.4430%		

※2016-2018年の順位を記している。

出典：国連文書

特集 日本の国連加盟60周年

1956年12月18日、国連総会の議場で、重光葵外務大臣は日本の国連加盟に際して演説を行いました。その中で、重光外務大臣は、「日本国民は今日恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」と憲法の前文を引用し、日本国民の信条は国連憲章の目的と原則に完全に合致しており、国連の崇高な目的に対し誠実に奉仕する決意を表明しました。



国連本部での国旗掲揚に立ち会う
重光葵外務大臣
(写真提供：UN Photo/MB)

それから60年、日本は加盟時の決意を持ち続け、国連を通じ、世界の平和と繁栄のために尽力しています。

国連は、時代の要請を受け、新たに生じる課題に取り組んできています。2015年には、国連の枠組みにおいて、防災分野では「仙台防災枠組2015-2030」が、開発分野では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、そして気候変動分野では「パリ協定」が採択されました。日本は、国連と緊密に連携し、こうした人類共通の課題の解決に貢献するとともに、国連がより一層効果的に新たな課題に対応できるよう、安保理を含む国連の改革に指導力を発揮しています。



第3章

国連行財政

(ア) 国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算）とPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2015年に2016－2017年度の予算審議が行われ、同年12月に約54億米ドルの予算が承認された（2014－2015年度最終予算（約58億1,000万米ドル）比で約8%減）。また、PKO予算については、2015年6月に、2015－2016年度のPKO予算が承認され、予算総額は約82億7,000万米ドル（前年度最終予算比約2.37%減）となった。

また、2015年には3年に一度見直される分担率の交渉が行われ、現行の分担率算定方式が維持された結果、日本の2016－2018年の通常予算分担率は9.680%（2013－2015年は10.833%）に低下したが、引き続き米国に次いで2番目となった（ただし、PKO予算分担率は中国が2番目となり、日本は3番目となった。）。日本が加盟国中最大の下げ幅を享受する一方で、中国、ブラジル、ロシアといった新興国の分担率が上昇した。

(イ) 日本の貢献

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は2015年通常予算分担金として約2.9億米ドル、2015年PKO分担金として約6.9億米ドルを負担しており、米国に次いで2番目である。日本は主要財政貢献国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働き掛けを行ってきた。

また、^{バンギムン}潘基文国連事務総長は国連行財政改革を優先課題として推進しており、日本もこれを支持している。同改革により、国連の財政・予算・人的資源管理の効率化が期待される。しかし、これまでに導入された措置について具体的な成果が出るには依然として時間を要すると見込まれている。日本は、引き続き加盟国間の意見の相違を調整しつつ、国連における具体的な行財政改革が進むよう、各加盟国や国連側との協議に積極的に取り組んでいる。

特集 2015年安保理非常任理事国選挙

2011年1月、日本は2015年安保理非常任理事（任期は2年で毎年5議席が改選）国選挙への立候補を表明しました。一方、日本が所属するアジア・太平洋グループ（改選枠1）からは、バングラデシュが既に立候補を表明していました。

日本は、選挙活動の一環として、日本が国連安保理にもたらし得る貢献についての理解を得るべく、政府要人の往来を活用して精力的に支持要請を行うとともに、一部の国連常駐代表を日本に招へいし、政府要人との意見交換や様々な視察を通じて、多角的に日本への理解を深めてもらう取組を続けました。



ハシナ首相の出迎えを受ける安倍総理（2014年9月6日、バングラデシュ 写真提供：内閣広報室）

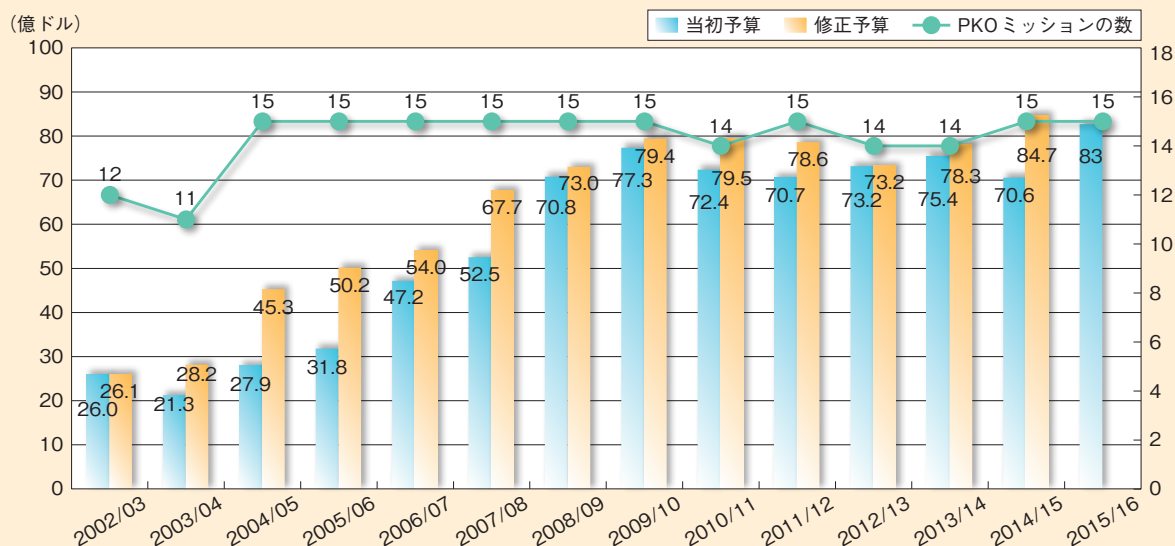
こうした中、2014年3月の岸田外務大臣のバングラデシュ訪問等を踏まえて、2014年9月、バングラデシュを訪問した安倍総理大臣に対し、ハシナ首相から、両国間の歴史的に良好な関係に鑑み、国連安保理選挙への立候補を取り下げ日本の立候補を支持するとの表明がなされました。

2015年10月16日、国連総会で実施された選挙において、日本は184票という国連加盟国の大多数からの支持を得て、史上最多となる11回目の当選を果たしました。国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の実践として、日本は、北朝鮮情勢や中東・アフリカ地域の平和と安定等、国連安保理における幅広い課題に対し、より一層積極的に貢献していきます。



岸田外務大臣の第70回国連総会出席（9月29日、米国・ニューヨーク）

PKO予算及びミッション数の推移（2002-2016年）



出典：国連文書

6 国際社会における法の支配

(1) 日本の外交における法の支配の強化

「法の支配」とは、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会の不可欠の基礎であると同時に、友好的で公平な国家間関係の基盤となっている。また、法の支配は、紛争の平和的解決を図るとともに、各国内においては「良い統治」（グッド・ガバナンス）を促進する上で重要な要素でもある。日本は、国際社会における法の支配の強化を外交政策の柱の1つとしており、様々な機会に力や威圧ではなく法に基づき紛争を平和的に解決することの重要性を訴えている。また、日本は、新たな国際法規範の形成や法整備などを通じた各国国内における法の支配の強化にも貢献してきている。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するべく、国際司法裁判所（ICJ）の強制管轄権を受諾し¹、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際裁判所に対して人材面・財政面を含め様々な貢献を行っている。

人材面では、国際司法裁判所（ICJ）の小和田^{ひさし} 恒 裁判官（2009年3月から2012年2月まで同裁判所所長）、国際海洋法裁判所（ITLOS、(2) 参照）の柳井俊二裁判官（2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長）、国際刑事裁判所（ICC、詳細は後述）の尾崎久仁子裁判官（2015年3月から2018年2月まで同裁判所第二副所長）などを輩出している。また、日本はITLOSやICCへの最大の財政貢献国でもある。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。

また、外務省においては、ICJ等における裁判手続に関する知見を蓄え、外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、2015年4月に外務省国際法局に国際裁判対策室を設置した。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の1つである。日本は、こうした国際ルールの形成に際し、自らの理念や主張を反映し、適切な法の発展を実現するために、ルール形成の構想段階から積極的に参画している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）や国連総会第6委員会における国際公法分野の法典化作業、またハーグ国際私法会議（HCCH）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）及び私法統一国際協会（UNIDROIT）などにおける国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCにおいては、村瀬信也委員（上智大学名誉教授）が2014年から「大気のプロtection」議題の特別報告者を務め、ILC が作成する条文やガイドライン草案等の審議を通じて国際法の発展に寄与している。また、HCCH及びUNCITRALでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論に参加している。さらに、UNIDROITにおいては神田秀樹東京大学教授が理事を務めている。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）といった地域的な国際法フォーラムにも人材面・財政面で貢献している。

ロ 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、各国内における法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本は、2015年8月に外務省と国際法学会共催の下、アジア各国の大学生の参加を得て国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催した。アジアにおける紛争の平和的解決の重要性を各国の参加者と共有するなど、次世代の国際法人材の育成と交流の強化に努めている。

¹ ICJ 規定第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在日本を含めて72か国が宣言しているにとどまる。



国際法模擬裁判「アジア・カップ」(8月 写真提供：国際法模擬裁判「2015年アジアカップ」実行委員会)

(2) 海における法の支配に係る取組

近年、アジアの海において国家間で摩擦や緊張が高まる事例が増え、国際社会も重大な関心を持っている。これを受け、安倍総理大臣は、2014年5月のシャングリラ・ダイアローグにおいて「海における法の支配の三原則」を提唱し、①国家は法に基づいて主張を成すべきこと、②主張を通すために、力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には、平和的収拾を徹底すべきことを呼び掛けた。

海における「法の支配」では、国連海洋法条約(UNCLOS)が重要な役割を果たしている。UNCLOSは、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法秩序の維持と発展のため、ITLOSを設置しているが、海における「法の支配」を推進する日本は、ITLOSが果たす役割を重視し、日本人裁判官を2人続けて輩出するなど人的貢献を行っているほか、ITLOSの設立以来一貫して最大の分担金拠出国である。

同じくUNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会(CLCS)及び国際海底機構(ISA)も、それぞれ大陸棚延長制度の運用及び深海底鉱物資源の管理に重要な役割を果たしており、日本は、これらの機関に対しても人材面・財政面での貢献を継続している(1-1(2)、2-1-2(1)、2-1-6及び3-1-3(4)参照)。

また、海における法の支配につき国家間に共通の理解を醸成することを目指し、2015年2月には、外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムは、アジアの海に



海洋法に関する国際シンポジウム(2月)

における緊張を背景に、「アジアの海における法の支配：平和と安定への航海図」をテーマとし、海洋境界が未画定の海域において国家が負う自制と協力の義務等の論点について国内外の有識者の間で活発な議論がなされた。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。4月には、日米同盟の抑止力及び対処力を強化する新たな「日米防衛協力のための指針」が公表された。また、9月には、環境の管理の分野における日米の協力を促進することを目的とする日米地位協定の環境補足協定を締結した(詳細は3-1-2参照)。

また、防衛装備等の管理の分野における国際協力に一層積極的に取り組むべく、3月にはフランスとの間で、12月にはインドとの間で、移転される防衛装備品や技術の取扱いに関する法的枠組みを設定するための防衛装備品及び技術移転協定に署名した。

さらに、重要課題である日露間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

このほか、関係国との間で安全保障に係る秘密情報の更なる共有の基盤となる情報の保護に関する法的枠組みの作成に取り組んでおり、米国、NATO、フランス、オーストラリア及び英国に続き、8月のレンツィ・イタリア首相の訪日時にイタリアとの間で情報保護協定について実質合意に至ったほか、12月にはインドとの間で秘密軍

事情保護協定に署名した。

原子力分野においては、1月に原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）の受諾書を国際原子力機関（IAEA）事務局長に寄託し、これにより、4月に同条約は発効した。また、交渉中の二国間原子力協定のうち、インドとの間の協定について12月の安倍総理大臣のインド訪問時に原則合意に達した。

（4）経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2015年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定、航空協定などの署名・締結を行った。また、アジア太平洋地域、欧州などを対象とする経済連携協定（EPA）交渉に取り組み、日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日EU・EPAなどの広域経済連携の交渉を積極的に進め、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については10月に大筋合意し、2016年2月に署名した。二国間のEPA分野では、2015年1月に日本とオーストラリアとの間のEPAが発効したほか、2月には日本とモンゴルとの間のEPAに署名した。世界貿易機関（WTO）の下では、6月にWTO協定改正議定書（貿易円滑化協定）を締結し、多角的な貿易体制の更なる発展に寄与した。さらに知的財産保護分野においては、6月に特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の締結について国会の承認を得、2016年3月に締結した。このほかにも、6月に東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（AMRO）を設立する協定を受諾した。また、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活に大きな影響を及ぼす人権、漁業、海事、航空、労働などのいわゆる社会分野でも、国際約束に日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。例えば、5月には、環境の分野で、水銀に関する水俣条約の締結について国会の承認を得、2016年2月に締結した。2015年12月には、気候変動の分野で、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の場でパリ協定の採択に貢献した。

（5）刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な貢献を行っている。

財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2015年現在、約17.2%の分担率を負担している。加えて、人材面においても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しているほか（現職は尾崎裁判官）、2015年11月の締約国会議では、裁判官指名諮問委員として現職の福田博委員が再選し、また、被害者信託基金理事として現職の野口元郎理事長が再選するなど、ICCの活動に積極的に貢献している。また、ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっている。2015年締約国会議においては、これらの議題において、日本からその重要性を改めて提起するなど、締約国間で活発な意見交換が行われた。

こうしたICCに関する取組に加え、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実にできるようにしている。また、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備にも積極的に取り組んでおり、刑事共助条約（協定）²、犯罪人引渡条約³及び受刑者移送条約⁴の締結を進めている。

² 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

³ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

⁴ 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

7 人権

(1) 国連における取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に設立された（於：ジュネーブ（スイス））。年間を通じて会合が開催され（年3回の定期会合、合計10週間以上）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。

3月の第28会期ハイレベルセグメントにおいては、宇都外務大臣政務官がステートメントを行い、世界各国の人権状況の変化や日本政府の立場について言及するとともに、スリランカやミャンマーなど各国の人権状況改善のための日本の支援や人権理事会との協力について紹介した。同会期では、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議案が賛成多数で採択された（8年連続8回目）。同決議は、2014年に国連安保理で初めて「北朝鮮の状況」が議題として採択され、人権状況を含む北朝鮮の状況が議論されたことを歓迎し、安保理の継続的かつ積極的な関与を期待している。さらに、同会期に提出された、マルズキ・ダルスマン北朝鮮人権状況特別報告者の報告書を歓迎するとともに、第30会期でパネル・ディスカッションを開催することを決定した。

6月の第29会期では、ハンセン病に関する差別に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会においてハンセン病差別問題を議論し差別撲滅のための実効的方法などの検討を目的として、日本はハンセン病差別撤廃決議案をコアグループ（ブラジル、エストニア、エチオピア、モロッコ、ポルトガル及びルーマニア）と共に提出し、全会一致で採択された。同決議案の提出は5年ぶりであり、共同提案国は、人権理事会及び国連総会にて提出された関連決議を上回り過去最多（97か国）となった。

9月の第30会期では、日本はカンボジア人権状況特別報告者マンデート（委任された権限）延長決議案を主提案国として提出し、27か国の共同提案国を得て、全会一致で採択された。同決議

は、自国の人権状況改善に向けたカンボジア政府の前向きな努力への支援を継続することを目的としており、カンボジア特別法廷に進展があったことなどを歓迎する内容となっている。また、同決議によって同特別報告者のマンデートは2年間延長された。

また、同会期中に、「国際的な拉致問題、強制失踪及び関連する事項を含む、北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッション」が開催され、日本からは、拉致被害者御家族代表がパネリストとして出席したほか、日本政府も参加し、北朝鮮に対し、拉致問題の解決を含む人権状況の改善に向けた具体的な行動を求めた。

日本は、引き続き国際社会における人権問題の解決のための議論に積極的に参加していく。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議に提出され、国際社会の規範形成に寄与している。

日本は、2005年から毎年、EUと共同で北朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出している。2015年も第70会期に同決議案を提出し、12月の総会本会議において、前年を上回る119票の賛成票を得て、賛成多数にて採択された。同決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の報告書の内容を反映させた前年の国連総会決議を基に、3月の人権理事会決議の内容も踏まえた、強い内容となっている。具体的には、前年同様、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、国連安保理に対し、北朝鮮の事態のICCへの付託の検討や制裁の範囲に関する検討などを通じ、適切な行動をとることを促している。

日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や、各種人権問題（社会開発、児童の権利など）についての議論にも積極的に参加し

た。また、これまで同様、女性NGO代表を第70回国連総会第3委員会の政府代表顧問として派遣した。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

2014年1月20日、日本は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進を目的とし、締約国がとるべき措置などを規定した「障害者の権利に関する条約」を締結した。2007年の署名以降に実施されてきた条約の締結に先立つ国内法制度整備の一環として成立した「障害者差別解消法」も、2016年4月に施行予定であり、同条約の締結により、日本における障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることが期待される。

また、締結している人権諸条約については、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する政府報告の審査を定期的に受けている。3月には、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）の第3回政府報告に関し、2013年に公表された社会権規約委員会の最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に対して日本の取組状況についての追加的情報を提出した。8月には、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の第6回政府報告に関し、2014年に公表された自由権規約委員会の最終見解の中で1年以内のフォローアップを求められていた事項について、同委員会に対して日本の取組状況についての追加的情報を提出した。

イ 国際人道法

外務省は、4月及び12月に、国際人道法に関する一連の国際会議（於：ジュネーブ（スイス））に政府代表団を派遣し、国際人道法の履行強化に関する国際的な議論に貢献した。12月の国際会議では、日本赤十字社と共同で国際人道法の普及に関する共同プレッジ（約束）を提出した。また、国際人道法の啓発の一環として、赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判大会に講師を派遣した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、人権の保護・促進のため、日本は二国間対話の実施を重視している。2月には第3回日・ミャンマー人権対話（於：ネーピードー）、8月には第7回日・カンボジア人権対話（於：プノンペン）、10月には第21回日・EU人権対話（テレビ会議形式）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について紹介するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行った。

(4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から（当初3年間の予定を2012年に2年間延長）、パイロットケースとして、第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）によるミャンマー難民の受入れを開始した。

また、2015年度以降は、2014年1月に閣議了解がなされ、パイロットケースではなく事業を継続していくこと、マレーシアのミャンマー難民を対象として受け入れ、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族の呼寄せを認めることが決定された。パイロットケースを含めてこれまでに合計24家族105人が来日している。

第三国定住による難民受入れはこれまで欧米諸国を中心として行われており、日本がアジアで初



入国後、宿泊施設へ移動する第三国定住難民（9月29日、写真提供：難民事業本部）

めての受入れ国であることから、難民問題への日本の積極的な取組として、国際社会からも高い評価と期待を集めている。また、日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいる。

8 女性

安倍内閣は、日本国内外において、「すべての女性が輝く社会」を実現することを標榜し、そのための取組を強化している。

(1) 国際女性会議「WAW! 2015」

2015年8月28日及び29日、安倍総理大臣のイニシアティブで前年に続き2回目となる国際女性会議「WAW! 2015」(World Assembly for Women)を開催し、8国際機関、42か国(前年の約2倍)から145人の女性分野で活躍するリーダーが集まった。2015年のテーマは「WAW! for All」で、様々な立場や世代の女性、男性が共に考え、共に社会を変革していこうというメッセージを打ち出した。女性の社会進出を阻む働き方や男女の役割分担意識の変革を訴えることに加え、若者や、困難を抱える女性の声に耳を傾け、防災、起業、教育、平和構築など女性を取り巻く世界的な課題について議論した。議論された内容は「WAW! To Do 2015」と題した提言を取りまとめ、2014年に続き国連文書(A/C.3/70/3)として発出した。



国際女性会議「WAW! 2015」公開フォーラムでスピーチする安倍総理大臣(8月28日、東京 写真提供：内閣広報室)

(2) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は、2013年の国連総会一般討論演説において、女性の地位向上を主眼として、女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、平和と安全保障分野における女性の参画と保護の3分野に3年間で30億米ドルを超す政府開発援助(ODA)の実施を表明した。日本は2014年までの2年間でこれを実施した。2015年3月のミシェル・オバマ米大統領夫人の訪日時には、安倍昭恵総理大臣夫人との間で、特に開発途上国における女子教育支援の現状と対応策について意見交換が行われた。また、この機会に日米両政府が発出したファクトシートにおいて、日本は、女兒・女性のエンパワーメント(能力強化)とジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの3年間で420億円以上のODAを実施することを表明した。

(3) 国連における女性外交と北京+20

① 2015年は、1995年の第4回世界女性会議(北京会議)から20年目に当たることを記念し、第59回国連婦人の地位委員会が3月に開催された。日本からは、宇都外務大臣政務官を首席代表に、橋本ヒロ子日本代表、各府省、国際協力機構(JICA)及びNGOから成る代表団が出席した。会議では、第3次男女共同参画基本計画に基づく日本国内の取組の推進、女性活躍推進法案の成立、第4次男女共同参画基本計画の検討等に加え、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women. 略称:UN Women)との連携の一層の強化や武力紛争下の女性に対する暴力撤廃プロジェクトへの支援について宇都外務大臣政務官がステートメントを行った。そのほか、12月にトルコ・イスタンブールで開催されたUN Women、国連人口基金(UNFPA)及びトルコ政府共催の会議「女性に対する暴力終焉に向けた世界会議」に山田美樹外務大臣政務官が出席し、日本の女性活躍推進に関するイニシアティブを紹介した。



「女性に対する暴力終焉に向けた世界会議」に出席し、日本の取組を紹介する山田外務大臣政務官（12月9日、トルコ・イスタンブール）

- ② 北京会議で採択された北京宣言及び行動綱領に掲げられた目的及び目標に対するコミットメントを実現するため、9月に国連本部で開催された「ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するグローバル・リーダーズ会合」では、北京宣言及び行動綱領実施に向けた取組や、女性活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意について安倍総理大臣がステートメントを行った。
- ③ UN Womenに対する拠出金を、この2年で10倍に増額した。4月にはUN Women日本事務所も開設され（東京都文京区）、今後とも同機関との連携を一層深めていく予定である。
- ④ 日本は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」に基づき、第7回・第8回政府報告を2014年9月に国連に提出した。また、事前の質問事項に書面で回答を提出するとともに、2016年2月16日にジュネーブで開催された政府報告審査には、杉山晋輔外務審議官ほかが出席し、委員からの質問に答え、慰安婦問題等に関し事実関係や日本政府の取組につき説明を行った。なお、日本からは、1987年から継続して女子差別撤廃委員会に委員を輩出している。

（4）紛争下の性的暴力に関する取組

安倍総理大臣が2014年9月国連総会一般討論演説で言及したように、紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題である。武器としての性的暴力を防止するため、また被害者を支援する

ことが重要であるという観点から、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所といった国際機関との連携や国際的な議論の場への参加を重視しつつ、21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に一層積極的に取り組んでいる。

- ① バングラ紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表は、8月にWAW!参加のため訪日した。また、2015年日本は代表事務所に255万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化等に貢献している。さらに、国際刑事裁判所の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、累計約65万ユーロの拠出中約45万ユーロを紛争下における女性暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、紛争下の性的暴力の被害者に対する対策にも取り組んでいる。
- ② また、12月に開催された赤十字・赤新月国際会議では性的及び性に基づく暴力に関する英国のサイドイベントに日本も共催国として参加するなど、紛争下の性的暴力防止に向け、国際社会との積極的な連携に努めている。

（5）安保理決議第1325号等に関する「行動計画」

より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆるフェーズで女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要である。このため、日本は、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及び関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定し、9月に発表した。

今後は、この「行動計画」の実施に移行する予定である。

コラム WAW! for All ～様々な立場や世代の女性・男性と共に～

2015年8月28日・29日に日本政府主催で国際女性会議「WAW! (World Assembly for Women) 2015」が開催されました。今回で2回目となるWAW!には、42か国・8国際機関から145人の女性分野で活躍するリーダーが集まりました。

2015年のWAW!は「WAW! for All ～様々な立場や世代の女性・男性と共に～」をテーマとして、幅広い世代、立場の女性、そして男性に参加いただきました。WAW!を作り上げる上でご協力いただいた有識者から、WAW!当日の議論と、それを生かした今後の取組や活動について聞きました（インタビュー対象者：大崎麻子・Gender Action Platform 理事、太田彩子・営業部女子課の会代表理事、白河桃子・少子化ジャーナリスト、本田哲也・ブルーカレント・ジャパン代表取締役社長、弓削昭子・法政大学法学部国際政治学科教授／聞き手：外務省総合外交政策局女性参画推進室（以下敬称略））。



—— WAW!の魅力とは。参加されたことで変化はありましたか。

弓削: WAW!はジェンダーについて幅広い課題を取り上げ、多様な参加者がセクターを超えて議論します。私もこれまで開発の観点から見ていたジェンダーの違う面も見ることができました。これまで2回参加しましたが、参加者が自由に発言でき、良い意味で形式的な雰囲気がなく、ディスカッションが活性化することがWAW!の一番の魅力です。



白河桃子氏（少子化ジャーナリスト）

白河: 今年初めて参加しましたが、世界の女性分野で活躍されている方々が集まる刺激的でパワフルな会議でした。日本は途上国を援助する立場でもあるし、女性活躍の文脈では途上国並みのところもあるし、非常に複雑な立場であることが分かりました。一方で、ミレニウム世代についての議論では、仕事に対して、お金ではなく、ワークライフ・バランスを若い世代が求めているのは、アメリカ、タイでも同じで、世界共通であることを知りました。この会議を機に、20代の女性たちと「ミレニウム世代の働き方研究会」をつくりました。

大崎: 「トイレを通じた女性のエンパワーメント」のセッションのモデレーターをしたのですが、非常に面白かったです。安全で衛生的なトイレの普及は女性の尊厳や人権に

直結しているのに、これまで重点化されてきませんでした。そのテーマについて、クラークUNDP総裁、バンクーラ紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表、ワドワ駐日インド特命全権大使、日本からは有村治子女性活躍推進大臣らのリーダーたちがこれまでの経験を踏まえ、トイレの重要性について発表、議論しました。LIXIL社で無水トイレを開発し、ケニアで実際に普及してこられた山上氏から、具体的な解決策が紹介されたことも、多様な人が参加するWAW!ならではのようです。安倍総理がセッションに顔を出された際、ワドワ大使に「インドのトイレ問題解決のために、何か要望はありますか」とお伺いしたところ、「この方（山上さん）をインドに輸出してほしい！」という発言がありました。民間の女性技術者が増えれば、世界に貢献できるフィールドも広がるだろうと確信しました。まずはリケジョ（理系女子）を増やさなければ！

本田: WAW!には唯一の男性アドバイザーとして参加し、非常に貴重な経験をしました。当日は「男性と共に変革する」のセッションに参加しましたが、スウェーデン、オーストラリアなどの男性参加者の話を聞いて、女性活躍について理解が深いことに驚きました。自分は断片的にしか理解していないことに気付きました。事前のアドバイザーズ会合から参画することで、この分野の理解が深まりました。私にも変化があったので、もっと男性にも参画してほしいですね。



大崎麻子氏（Gender Action Platform 理事）

—— WAW!で感銘を受けた言葉、勇気付けられた言葉・提案はありましたか。それが、新たな活動や取組につながったことはありますか。

大崎: 公開フォーラムは、世界のいわゆるエリート女性たちが登壇されていたのですが、驚いたのは、母子家庭だったり、農村の4人姉妹だったり、移民だったり……皆さん多様な背景をお持ちだということ。しかし、共通しておっしゃっていたのは、親から「あなたの可能性には限界はない」といわれて育ったということです。女の子の将来を決定付ける要因として、親のジェンダー観やかける言葉の影響が大きいこ

とに改めて気付かされました。今後の自分の活動でも、日本の女の子たちにそのようなメッセージを伝えていきたいです。

聞き手：公開フォーラムでは、力強いメッセージが発されていました。サーリーフ・リベリア大統領の“The dream is not big enough if it doesn't scare you”（もし恐怖を感じないなら、あなたの夢は十分に大きくない）という言葉にとっても感銘を受けました。

本田：メラニー・バービア大使と対談させていただいたのですが、「今の仕組みは、女性が活躍する前の仕組み。ダイナミックな改革が必要」という言葉には感銘を受けました。今は、女性活躍のことを女性だけの課題ではなく、社会の構造を見直す改革だと感じています。その発想を男性にももっと広めたいですね。セッションでも、「女性活躍ではなく、ライフスタイル革命と打ち出すべき」と話しましたが、海外参加者からの同意の方が多かったです。日本ではまだ難しくても、世界には賛同していただける方もいることが分かって、勇気付けられました。



本田哲也氏（ブルーカレント・ジャパン代表取締役社長）

—— 今後のWAW!に期待されること、WAW!をより有意義にするためのアイデアはありますか。

大崎：昨年（2015年）はSDGs（持続可能な開発のための目標）が策定されました。これまでは日本は支援する立場でしたが、今後は当事者国でもあります。ジェンダーに関するゴールも含め、日本がSDGsにどのように率先して取り組むかが注目されます。その点も次回のWAW!で取り上げるとインパクトが高まると思います。



弓削昭子氏（法政大学法学部国際政治学科教授）

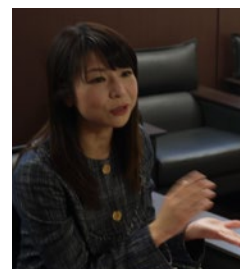
弓削：私が参加したセッションでは、民間企業のノウハウを途上国の課題解決に活用することについて議論しました。民間企業、政府、国際機関が連携して生まれるシナジー効果が必要不可欠になってきています。そういう意味では、様々なステークホルダーが関わる「メディア」において女性がどのように描かれているかを取り上げてみてはいかがでしょうか。また、2015年は開発分野で進展があった年だったので、2016年はそれをフォローアップする初年度になります。パリ協定もあったので、「気候変動」も取り上げるべきテーマかもしれません。WAW!が国際社会に向けて発信する場になればよいと思います。

白河：WAW!を通じて、社会変革できる人たちを養成できたらよいですね。情報が届きにくい地方の方にもWAW!に参画してもらうことは、世界に目を向けるき

かけになると思います。そういう意味では「WAW!枠」を設けて、女性に留学の機会を提供するというアイデアはどうでしょうか。

太田：昨年は、グーグルと営業部女子課でコラボレーションをして、地方を含む全国からの声を集め、発信しました。その活動を通じて、地方の女性の状況を知ることができました。地方での「ミニWAW!」の開催など、昨年（2015年）できたネットワークを活用して、地方展開を更に進めていきたいです。

本田：「女性活躍」は労働人口の問題だけではなくありません。女性の活躍が進んでいない日本は女性らしい感覚に乏しい製品、サービスが多いように思います。これはグローバルで見た場合に、ソフトパワーが弱いということです。女性の感性をもっと取り込んでいかなくては、グローバルな市場で勝てないという新たな視点でのメッセージも発信できればと思います。



太田彩子氏（営業部女子課の会代表理事）

WAW!は今年も開催します。国内外のリーダーたちが発信する力強いメッセージは、互いを勇気付け、取組を更に活性化させます。また、まだまだ女性活躍が進んでいない日本の国内でも、特に男性や地方の女性たちにも参画してもらうことで、ライフスタイルの変革を起こすムーブメントを起こしていきます。



国際女性会議（WAW! 2015）分科会の様子（写真提供：内閣広報室）

特集 女性・平和・安全保障に関する日本の「行動計画」

世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的習慣など様々な課題が残されています。日本は、安倍政権の下、「女性が輝く社会」づくりに向けて様々な取組を行っています。その1つが安保理決議第1325号及び関連決議の履行を促すための「行動計画」の策定と実施です。では、「行動計画」を策定するきっかけとなった安保理決議第1325号とはどのような決議なのでしょう。

【女性・平和・安全保障分野における象徴的な決議、安保理決議第1325号】

安保理決議第1325号は、2000年に国連安全保障理事会にて採択された、女性と平和・安全保障を初めて関連づけた決議で、女性が紛争に影響を受けていることを認識するとともに、紛争予防や紛争解決、紛争後の平和構築に至るまで、全ての段階における女性の積極的な参画や女性の人権保護の増進を加盟国に要請しています。また、こうした平和構築に関連するあらゆる活動においてジェンダーの視点を主流化することを求めています。

【日本の「行動計画」の特徴】

同決議の履行を促すための「行動計画」には、策定する際に盛り込むことが期待される要素が4点あります。①紛争下・紛争後の女性・女児へのあらゆる形態の暴力の予防、②国家・地域・国際レベルにおける平和・安全保障にかかる意思決定への女性の参画、③紛争下・紛争後の女性・女児の人権保護の増進及び④女性・女児固有のニーズへの対処及び人道・復興支援における女性の能力強化

日本の「行動計画」には、これらの点を踏まえ、また、女性の意思決定への参画を促し、女性の人権やジェンダーの視点を平和・安全保障の課題に盛り込むため、参画、予防、保護、人道・復興、モニタリング・評価の5分野において、政府開発援助（ODA）や国連平和維持活動（PKO）分野の施策を含む指標を特定しています。中でも国内外双方の取組に対応していること、紛争関連の事態のみならず自然災害にも対応していることが特徴です。

日本の「行動計画」は2015年9月に策定されました。これから実施段階へと進んでいくことにより、女性・平和・安全保障分野における日本の役割をより一層果たしてまいります。



2016年1月に福岡で開催したセミナーの様子。同セミナーでは「行動計画」の内容や、日本の取組、世界の状況を報告